

平成 28 年

グラフで見る神奈川県下における

労働災害の現状

誰もが安心して健康に働くことが
できる社会を実現するために



神奈川県労働局・各労働基準監督署
神奈川県労働局基準部編

目 次

はじめに

1	労働災害の推移	1
	労働災害による死傷者数の年次別推移(図 1-1)	
	労働災害による死亡者数の年次別推移(図 1-2)	
2	業種別災害比率	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数(図 2-1)	
	業種別死亡者数(図 2-2)	
3	業種別労働災害の推移	3
	業種別休業 4 日以上の死傷者数の推移(図 3-1-1)	
	平成 19 年を基準として指数化(図 3-1-2)	
	業種別死亡者数の推移(図 3-2-1)	4
	平成 19 年を基準として指数化(図 3-2-2)	
	第 12 次労働災害防止推進計画において増加傾向にあるとした業種の死傷者数の推移 (図 3-3)	5
	「図 3-1-1」で示した業種以外の業種の死傷者数の推移(図 3-4)	
4	事故の型別災害発生状況	6
	事故の型別休業 4 日以上の死傷者割合(図 4-1)	
	事故の型別死亡者割合(図 4-2)	
	(1) 死傷災害の概要(図 4-3)	7
	(2) 死亡災害の概要(図 4-4)	
	(3) 食料品製造業死傷災害(4-5)	
	(4) 第三次産業死傷災害	8
	ア 小売業(図 4-6)	
	イ 通信業(図 4-7)	
	ウ 社会福祉施設(図 4-8)	
	エ 飲食店(図 4-9)	
	(5) 陸上貨物運送事業死傷災害(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 4-10)	9
	(6) 建設業死傷災害(図 4-11)	
	(7) 災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業(図 4-12)	
	イ 産業廃棄物処理業(図 4-13)	
	ウ 警備業(図 4-14)	10
5	起因物別災害発生状況	10
	(1) 概要	
	起因物別休業 4 日以上の死傷者数(図 5-1)	
	起因物別死亡者数(図 5-2)	

(2) 食料品製造業死傷災害(図 5-3)-----	11
(3) 第三次産業死傷災害	
ア 小売業(図 5-4)	
イ 通信業(図 5-5)	
ウ 社会福祉施設(図 5-6)	
エ 飲食店(図 5-7)	
(4) 陸上貨物運送事業死傷災害(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 5-8) ---	12
(5) 建設業死傷災害(図 5-9)	
(6) 災害多発業種死傷災害	
ア ビルメンテナンス業(図 5-10)	
イ 産業廃棄物処理業(図 5-11)	
ウ 警備業(図 5-12)	
6 年齢階層別災害発生状況-----	13
年齢階層別休業 4 日以上の死傷者数(図 6-1)	
年齢階層別死亡者数(図 6-2)	
業種別 50 歳以上の労働者の割合(図 6-3)	
7 経験年数別災害発生状況-----	14
経験年数 1 年未満の労働者の割合(図 7)	
8 交通労働災害発生状況-----	14
交通労働災害による死亡者数の推移(図 8-1)	
業種別死亡者数(過去 5 年間(図 8-2) -----	14
9 業務上疾病発生状況-----	15
業務上疾病者数の年次別推移(図 9-1)	
その他の業務上疾病の内訳(図 9-2) -----	15
業務上疾病による死亡災害(平成 23~27 年)(図 9-3) -----	16
腰痛災害発生状況(図 9-4) -----	16
10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患および精神障害) -----	17
脳・心臓疾患の労災補償状況(図 10-1)	
精神障害等の労災補償助教(図 10-2)	
11 健康診断結果 -----	18
定期健康診断有所見者率の推移(図 11-1)	
特殊健康診断有所見者率の推移(図 11-2)	
12 第 12 次労働災害防止推進計画の概要 -----	19
13 平成 27 年に発生した死亡災害の概要 -----	23
14 平成 27 年に発生した重大災害の概要(安全関係) -----	28
15 平成 27 年に発生した重大災害の概要(労働衛生関係) -----	29

はじめに

昭和 30 年代初めから、日本経済は技術革新を基盤とした、「神武景気」、「岩戸景気」といった好景気が続き、国民総生産 (GNP) は平均年率 10% という驚異的に成長しました。

一方、技術革新があらゆる分野で進み、新たな原材料、工法、機械設備が相次ぎ導入され、それに伴う労働災害の大型化、新たな職業病の発生という問題が発生し、全国では、昭和 36 年には死亡者 6,712 人、死傷者数は 481,666 万人 (休業 8 日以上) を数え、その後、昭和 47 年に統計を休業 4 日以上死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川県内の労働災害は、同様に昭和 36 年に死傷数 26,376 人 (休業 8 日以上)、死亡者数 336 名をピークとして長期的には減少しています。

このような状況の中、国は昭和 33 年からこれまで 12 次 (5 か年計画) に渡って「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和 39 年には「労働災害防止団体等に関する法律」(昭和 47 年「労働災害防止団体法」と改称) を制定、労働災害の防止団体等の発足により事業主の自主的な災害防止活動の促進に寄与しております。また、昭和 47 年に産業社会の進展に即応できる労働災害、職業病防止のため、危害防止基準の確立、労働災害防止の責任体制の明確化、企業における自主的活動などの総合的な対策を進め、働く人々の安全と健康を守るとともに、快適な職場環境をつくることを目的とする「労働安全衛生法」を制定し、事業主、事業者団体、労働災害防止団体等とともに労働災害防止対策の徹底を図っております。

この数年の神奈川県内の労働災害による休業 4 日以上死傷者数は減少傾向にありましたが平成 22 年以降は 3 年連続して増加傾向に転じ、増減を繰り返し、平成 27 年は前年と比べ 128 人減少、6,511 人となりました。しかし、食料品製造業、陸上貨物運送業、陸上貨物取扱業、社会福祉施設の業種は増加している状況です。災害発生状況からは、毎年、建築物の階段、足場、車両の荷台等からの墜落・転落、動作の反動・無理な動作による腰痛、機械設備等によるはさまれ・巻き込まれたものが多数発生、災害性腰痛は、27 年に 379 人と高止まりの傾向が固定化しつつあります。

死亡者数については、平成 26 年には 32 人と過去最小値となりましたが、平成 27 年は 36 名と前年に比べ 4 名の増加となりました。建築物の階段や足場等からの墜落・転落、交通事故、機械設備によるはさまれ・巻き込まれた事故によるものが多く、合わせると全体の 6 割を占めています。また、直近 5 年間の過重労働等による脳・心臓疾患による死亡者は 21 名に及んでいます。

これら分析結果にたち、神奈川労働局では、「第 12 次労働災害防止推進計画」(期間 平成 25 年度～平成 29 年度) を推進しております。事業者、関係者の皆様には、本冊子を労働災害防止のための情報資料として活用していただき、今一度基本に立ち戻り、基本的な安全衛生対策の実施並びにリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの確立を含めた自主的な安全衛生活動の展開をお願い申し上げます。

平成 28 年 5 月

神奈川県労働局労働基準部

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。(労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法:措置義務違反
- ・刑法:業務上過失致死傷
(罰則の適用)

行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

民事上の責任

- ・労働契約法第5条
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条:債務不履行責任
- ・民法第709条:不法行為責任
- ・民法第715条:使用者責任

社会的制裁

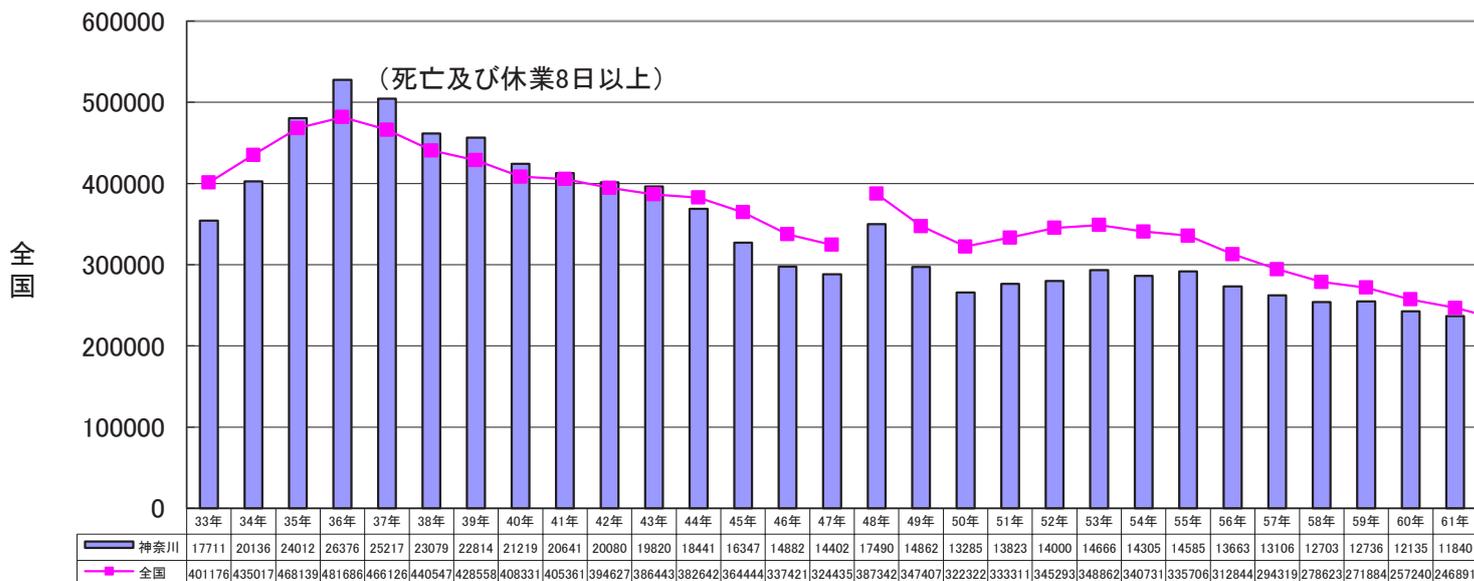
- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

1 労働災害の推移

全国の死亡者数は、昭和36年をピーク(死亡者6,712人)として、長期的には減少傾向を示しておりますが、平成26年は死傷者数、死亡者数とともに、前年に比べ増加となりました。

平成27年は、死傷者数(116,311人)、死亡者数(972人)で、ともに前年に比べ減少、死亡者数については初めて1000人を下回り過去最小値となりました。

図1-1 労働災害による死傷者数の年次別推移



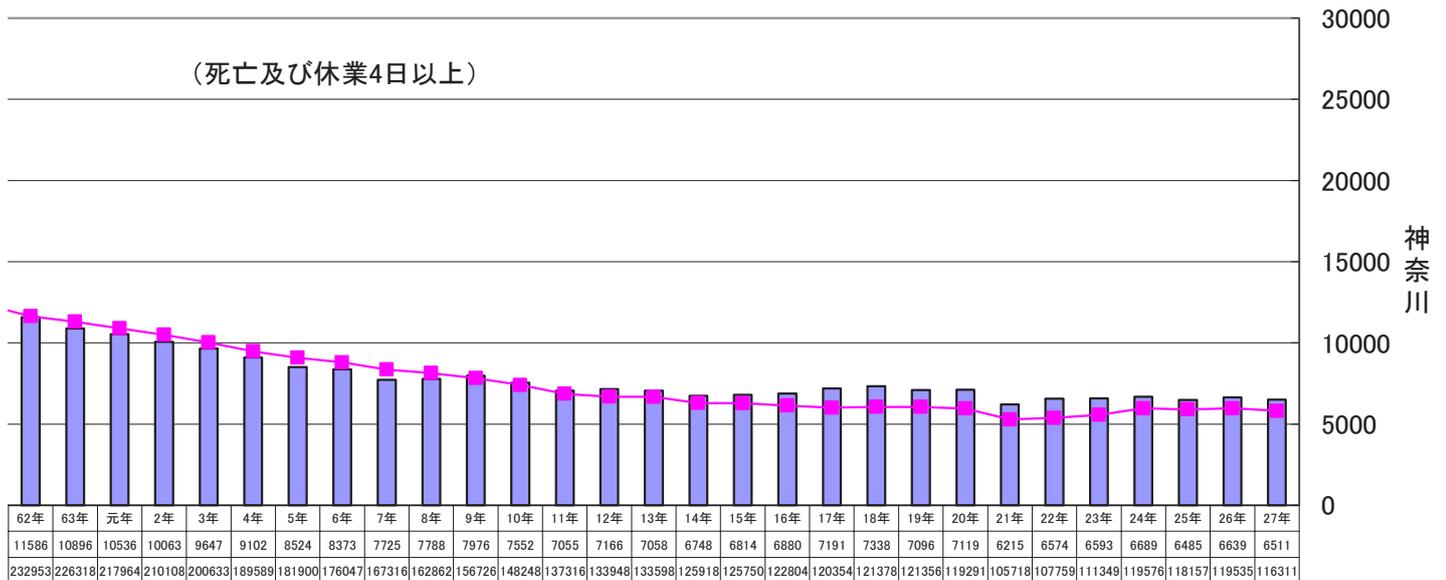
(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成。)

神奈川データは平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成)

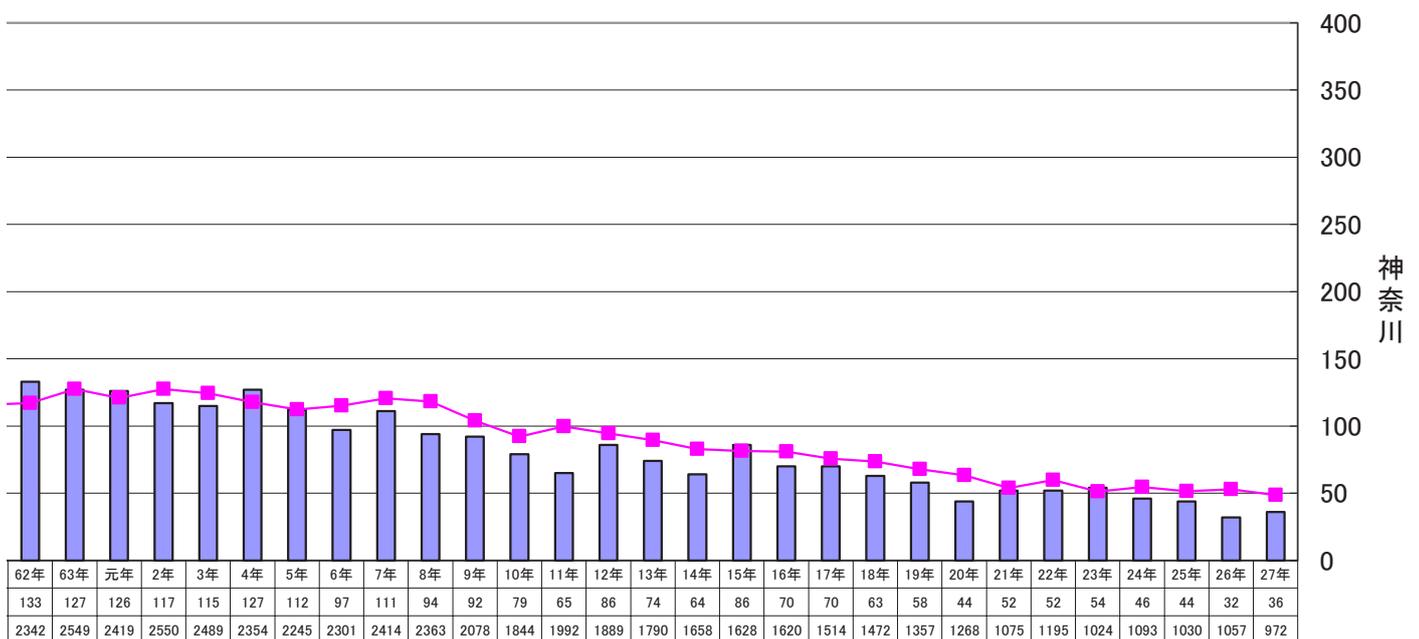
図1-2 労働災害による死亡者数の年次別推移



神奈川県内における労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的には減少傾向にあり、平成26年には32人と過去最小値となりましたが、平成27年は前年に比べ4名の増加、36名となりました。死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありましたが、平成22年以降は3年連続して増加傾向に転じ、増減を繰り返し、平成27年は前年と比べ128人減少、6,511人となりました。



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数)



(死亡災害報告) (平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数)

2 業種別災害比率

休業4日以上の死傷者数6,511人を業種別に見ると、製造業が最も多く1,005人(15%)、建設業781人(12%)、小売業848人(13%)、陸上貨物運送事業876人(14%)であり、この4業種で約56%を占めています。(図2-1)

死亡者数36人を業種別に見ると、建設業が最も多く10人(28%)、次いで陸上貨物運送事業5人(14%)、製造業4人(11%)、商業4人(11%)、清掃・と畜業の順となっています。(図2-2)

図2-1 業種別休業4日以上の死傷者数

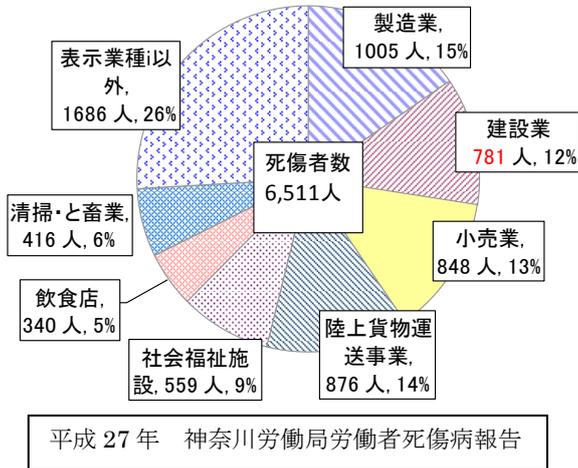
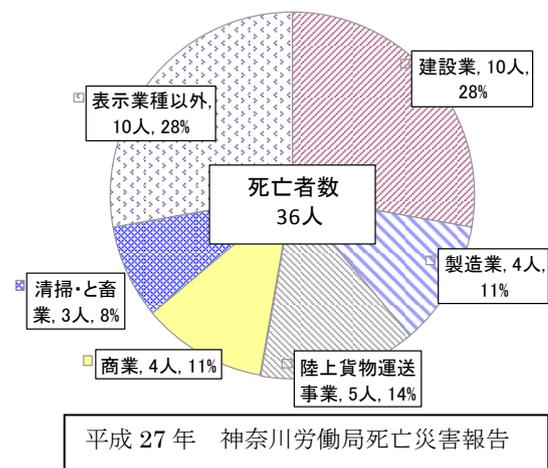


図2-2 業種別死亡者数



3 業種別労働災害の推移

業種別に休業4日以上の死傷者数推移を見ると、製造業、建設業の減少率に比べ、運輸業に減少傾向が見られず、これら以外の業種が増加傾向を示している。(図3-1-1) (図3-1-2)

死亡者数については、製造業、建設業、運輸業が減少傾向を示しているが、これら以外の業種は減少傾向が見られない。(図3-2-1) (図3-2-2)

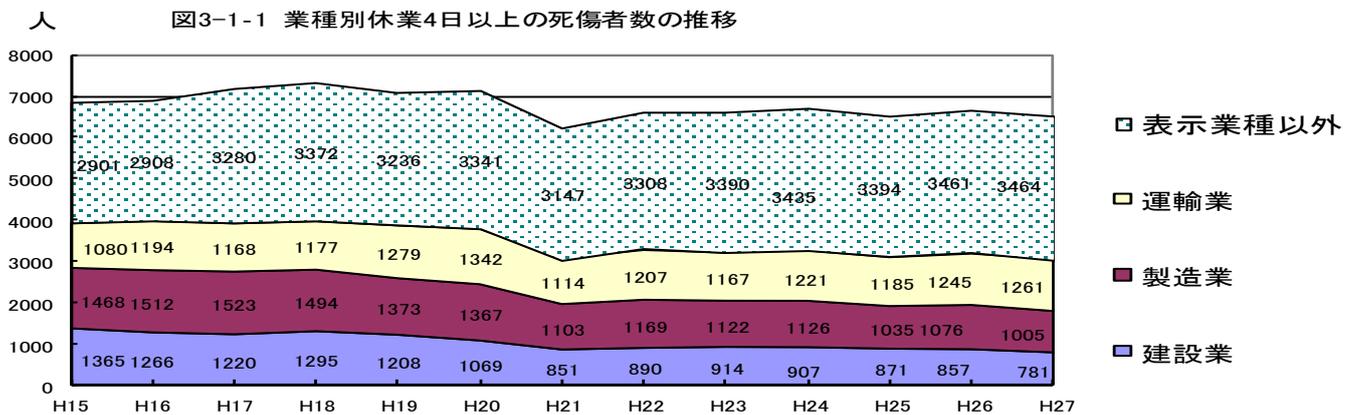


図3-1-2 平成24年を基準として指数化

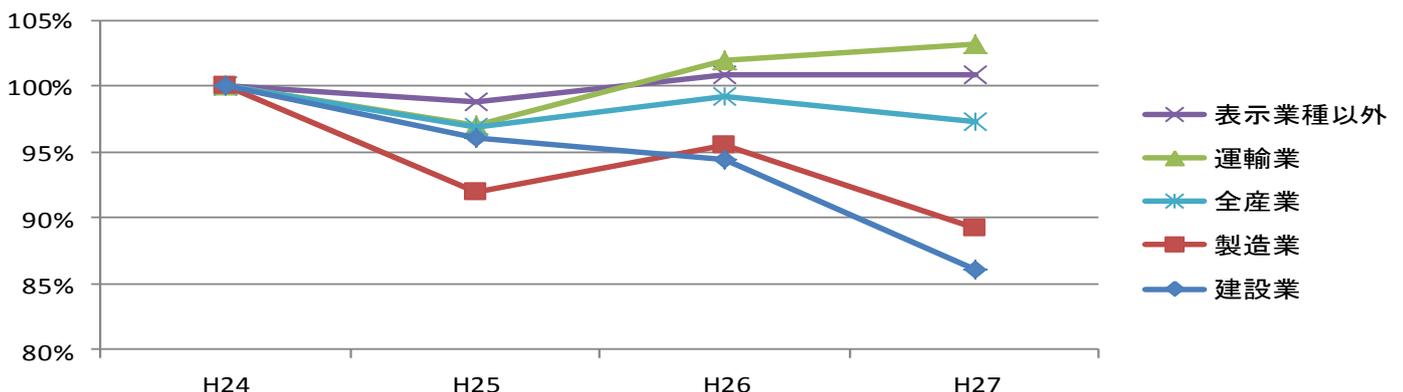
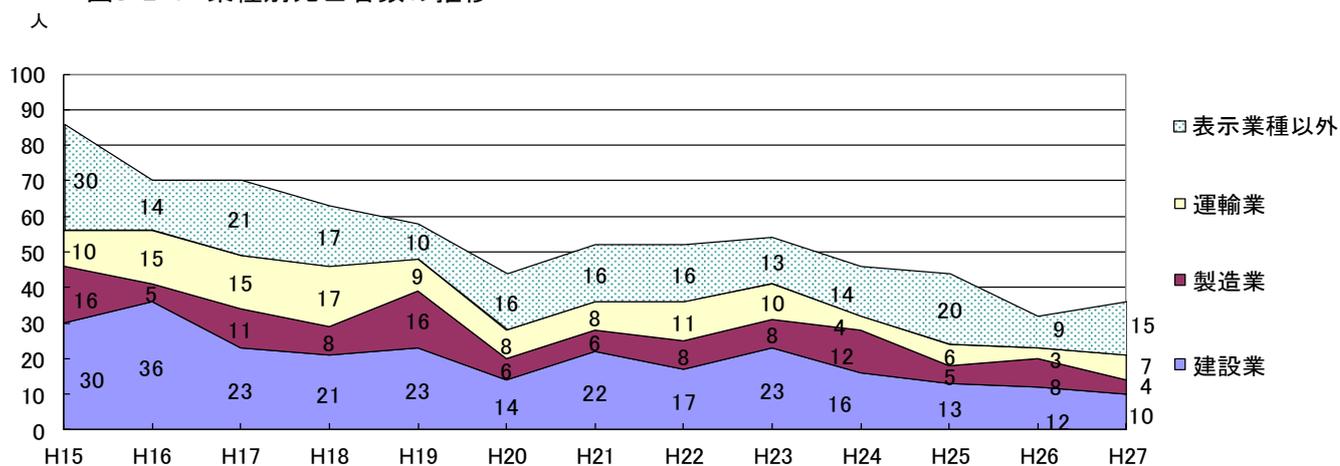
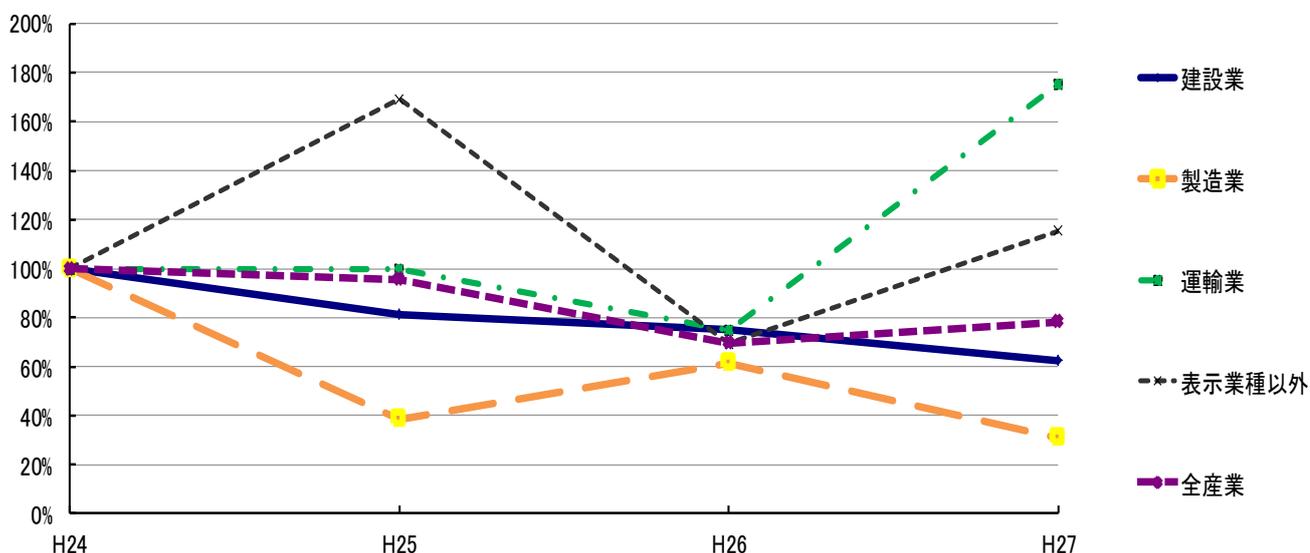


図3-2-1 業種別死亡者数の推移



* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

図3-2-2 平成24年を基準として指数化



神奈川労働局死亡災害報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

STOP!

転倒災害プロジェクト

神奈川

「滑り」「つまづき」「踏み外し」等
による転倒災害を防止しましょう。

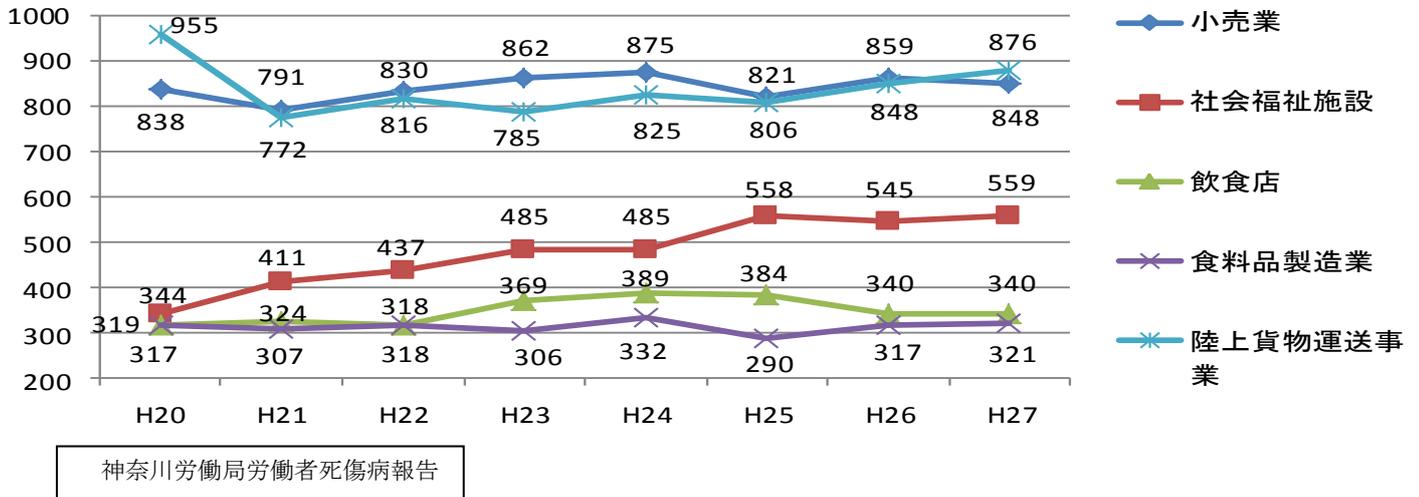


全ての作業従事者に労働災害
防止を意識してもらうために、
Safe Work の標語で安全作業
を確認しましょう。

次表には第12次労働災害防止推進計画において、増加多発傾向にある業種を重点業種として、平成20年からの推移を示しました。

過去3年間では、明らかな減少傾向が見受けられない状況です。(図3-3)

人 図3-3 第12次労働災害防止推進計画において増加傾向にあるとした業種の死傷者数の推移



次表に、図3-1-1において示した業種以外の業種のうち多発傾向にある業種については、平成20年からの推移を示しました。(図3-4)

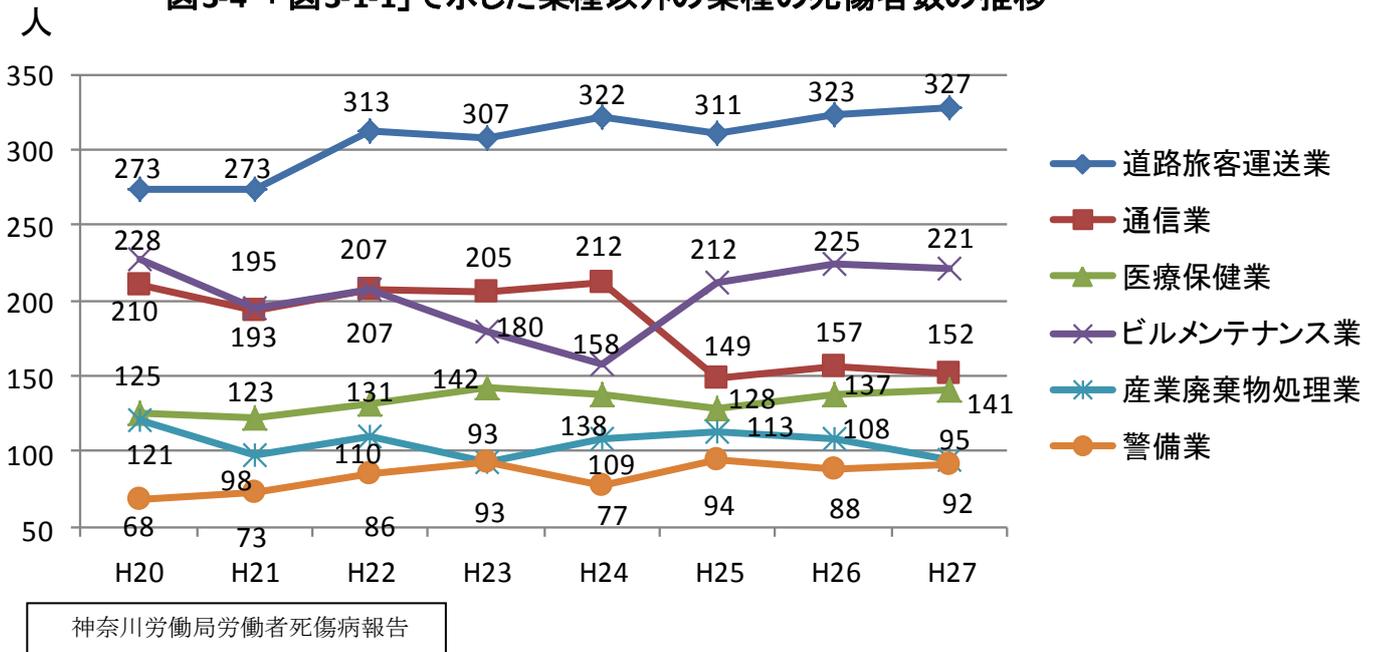
道路旅客運送業は、平成22年以降は増加傾向を示しています。

通信業は、平成25年に大きく減少しましたがその後横ばい傾向となっています。

ビルメンテナンス業は、平成25年以降は減少傾向から増加に転じています。

医療保健業、産業廃棄物処理業及び警備業は横ばいの傾向が見られます。

人 図3-4 「図3-1-1」で示した業種以外の業種の死傷者数の推移



4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を事故の型別に分類すると、転倒(22.3%)、墜落・転落(16.9%)、動作の反動・無理な動作(14.2%)、はさまれ・巻き込まれ(9.9%)、交通事故(道路)(8.6%)の順(図4-1)(図4-3)となっています。全産業の死亡災害については、墜落・転落(33.3%)、はさまれ・巻き込まれ(16.7%)、交通事故(道路)(11.1%)、激突され(8.3%)の順(図4-2)(図4-4)となっています。第12次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

図4-1 事故の型別休業4日以上死傷者割合

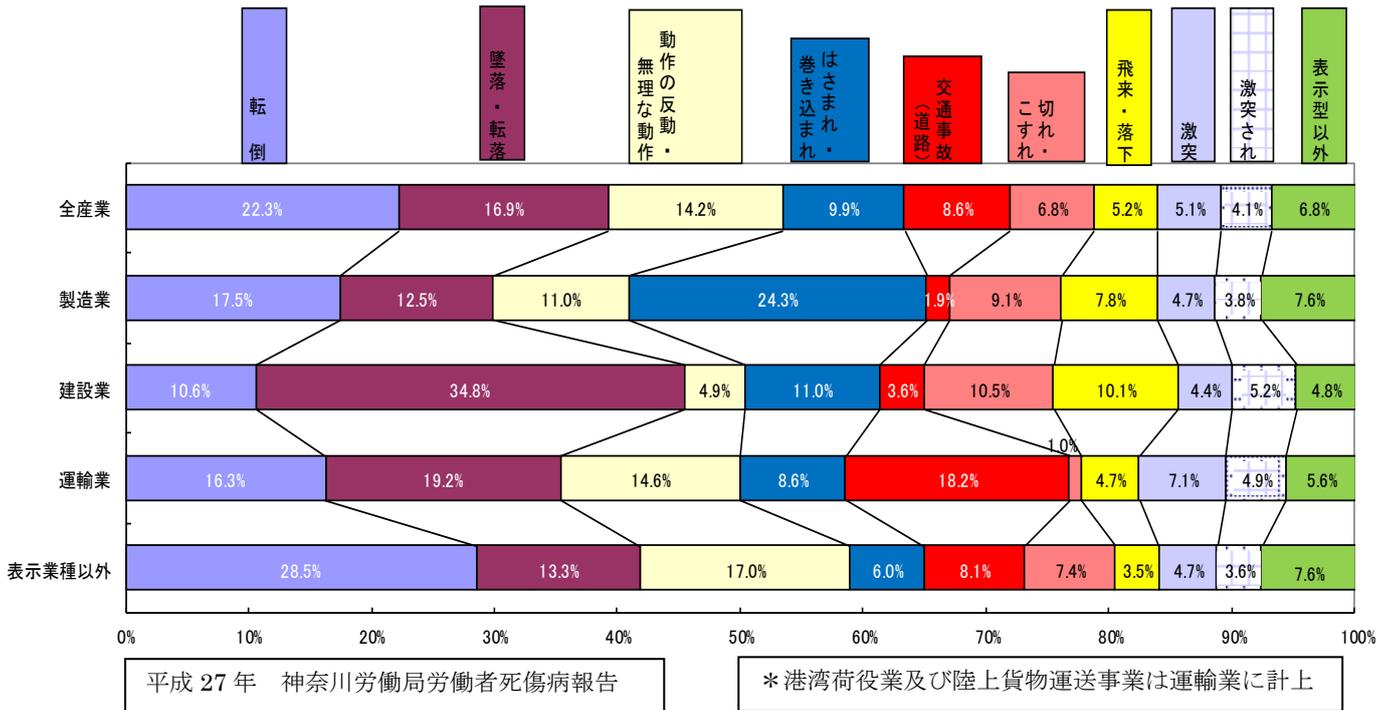
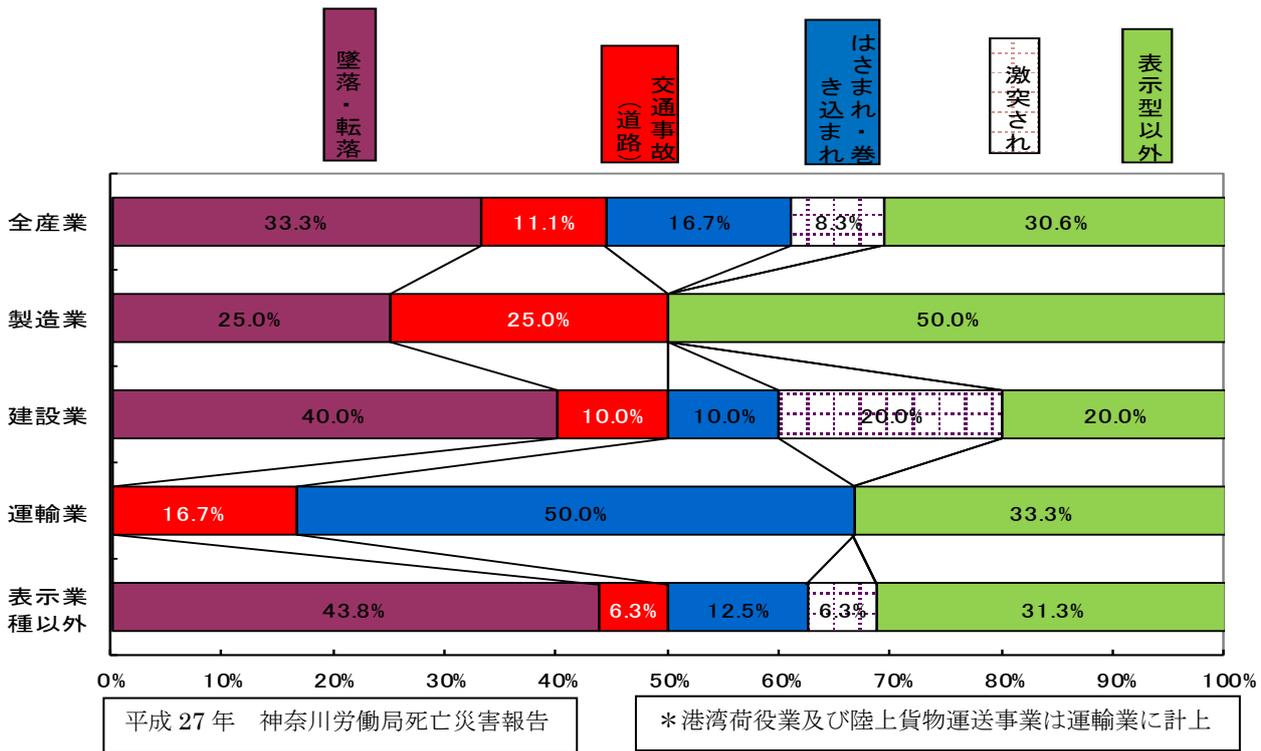
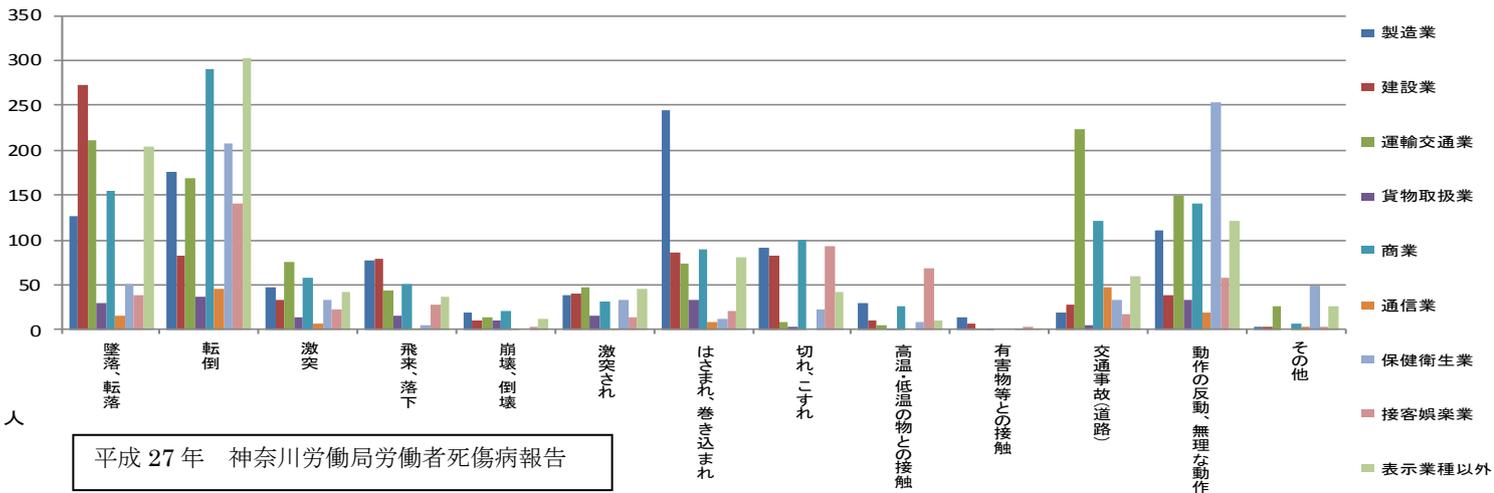


図4-2 事故の型別死亡者割合

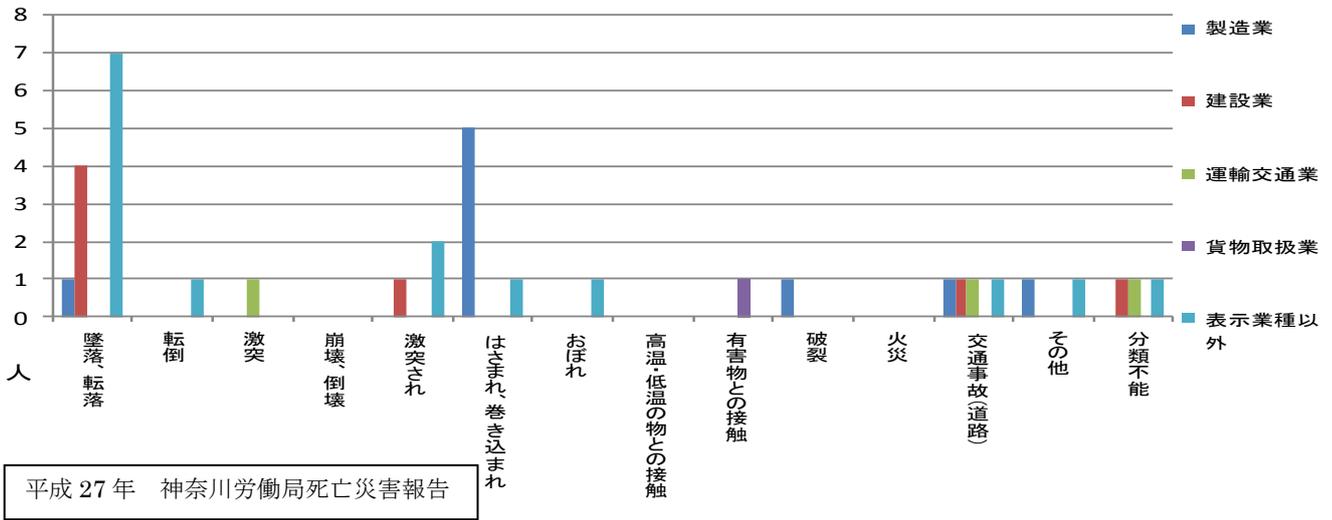


(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

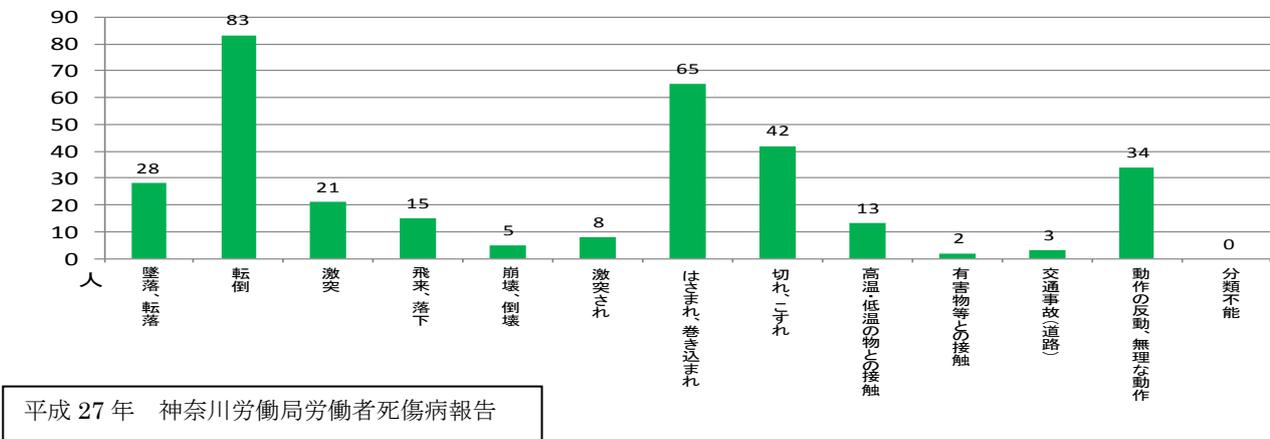
10 件以下のデータについては表示していない。



(2) 死亡災害の概要(図 4-4)



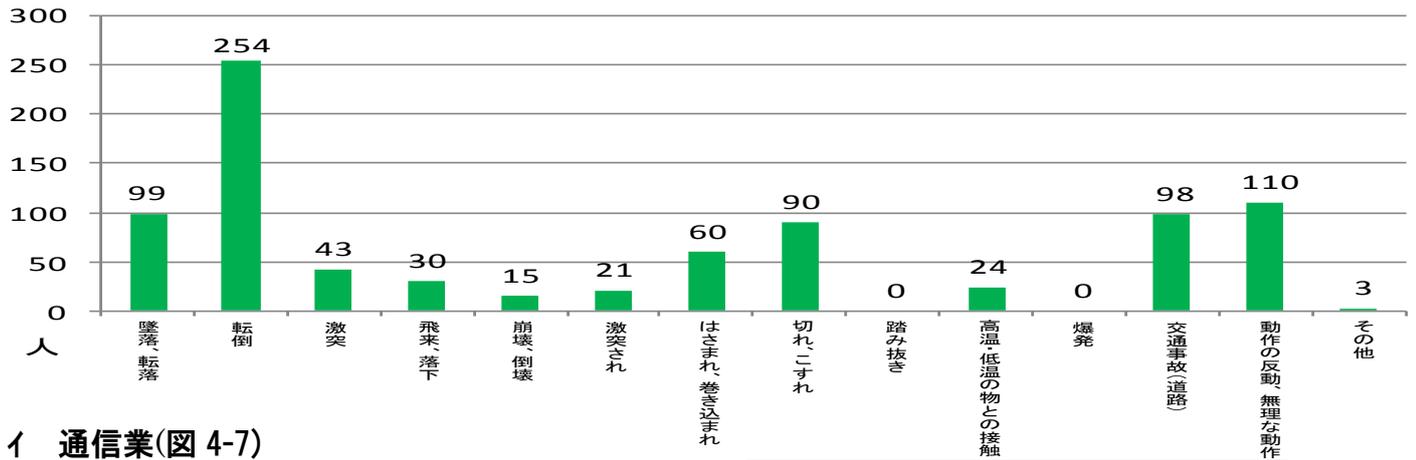
(3) 食料品製造業死傷災害(図 4-5)



(4) 第三次産業死傷災害

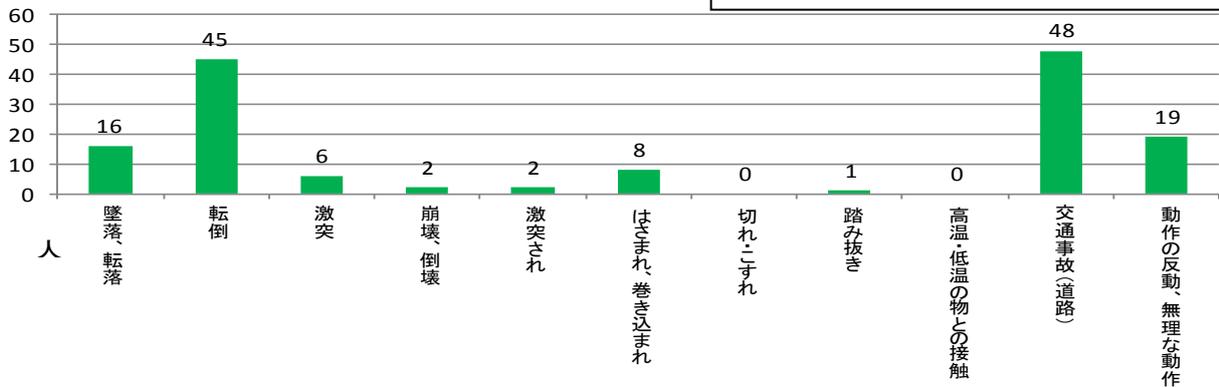
7 小売業(図 4-6)

平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



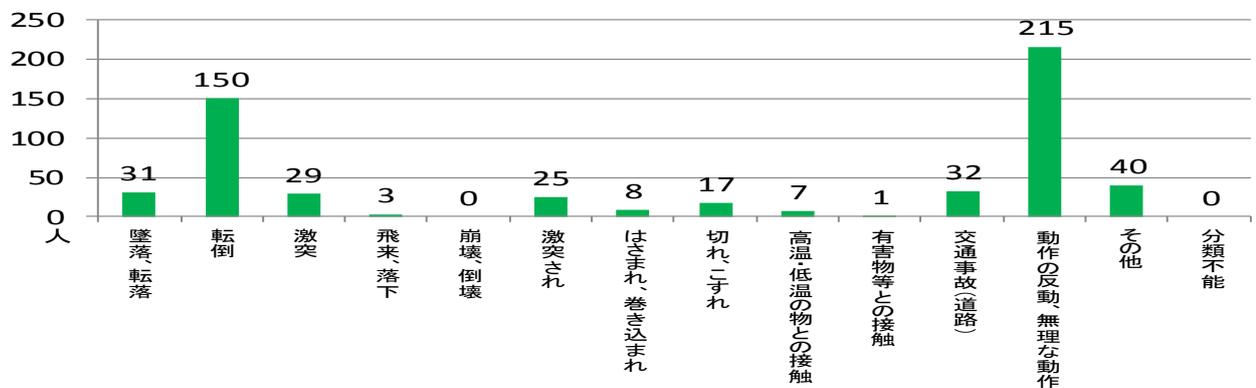
イ 通信業(図 4-7)

平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



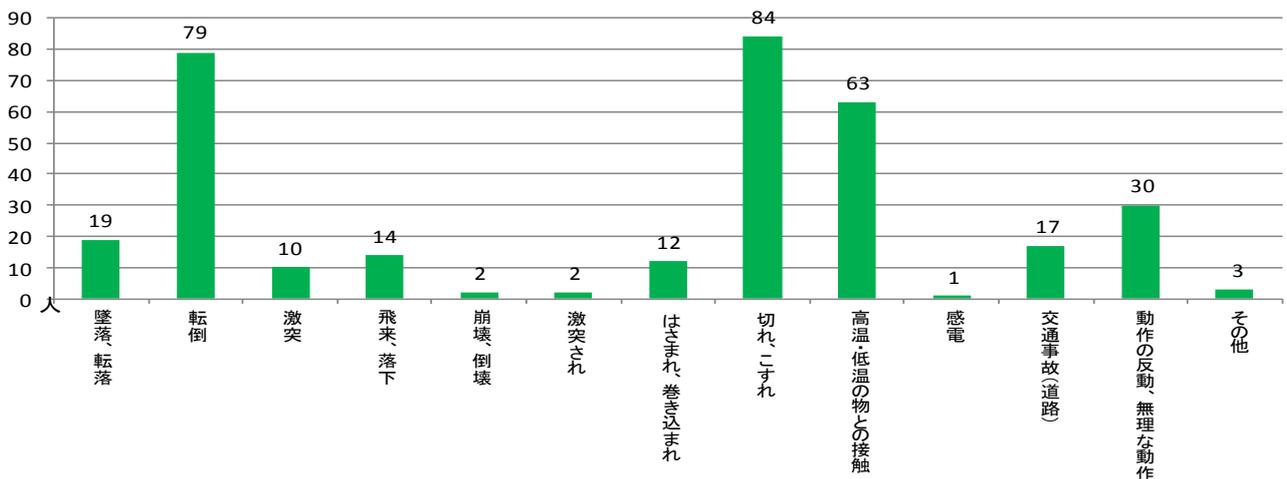
ウ 社会福祉施設(図 4-8)

平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

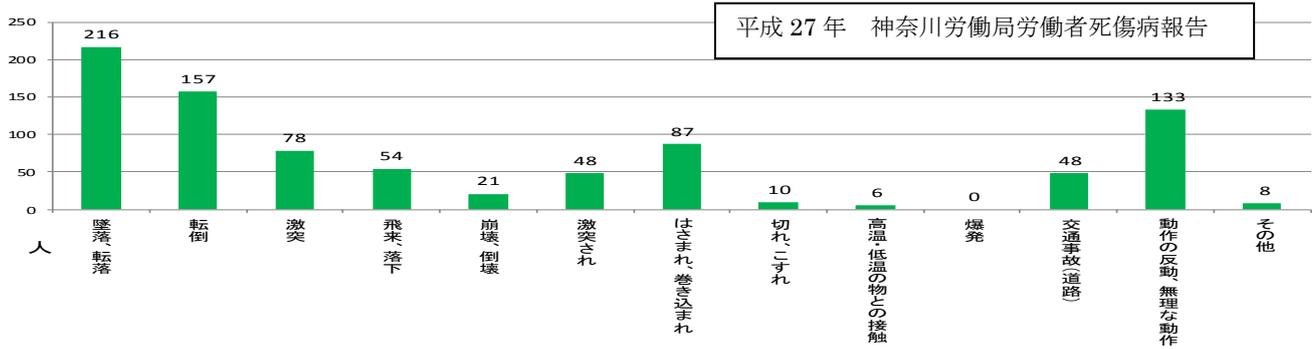


イ 飲食店(図 4-9)

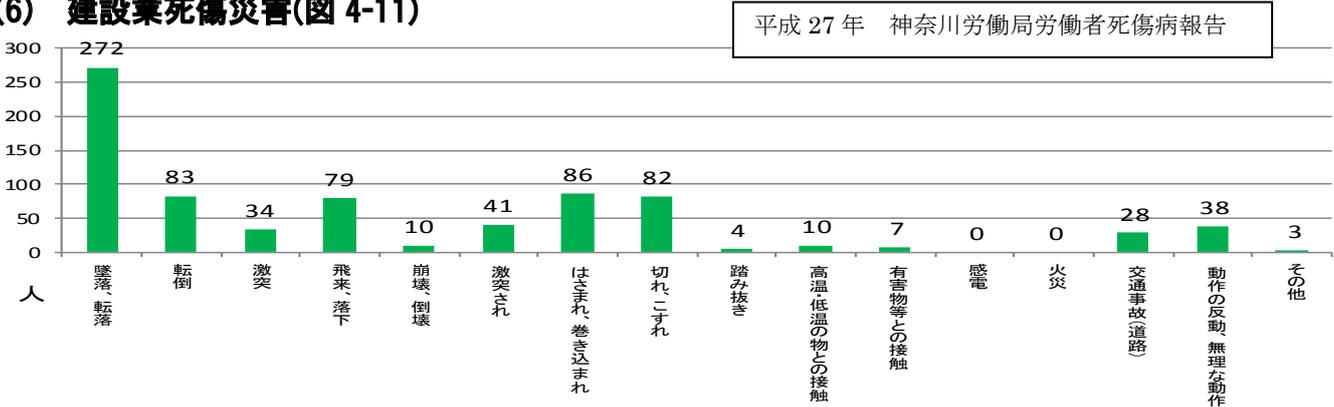
平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(5) 陸上貨物運送事業死傷災害（道路貨物運送業および陸上貨物取扱業）（図 4-10）

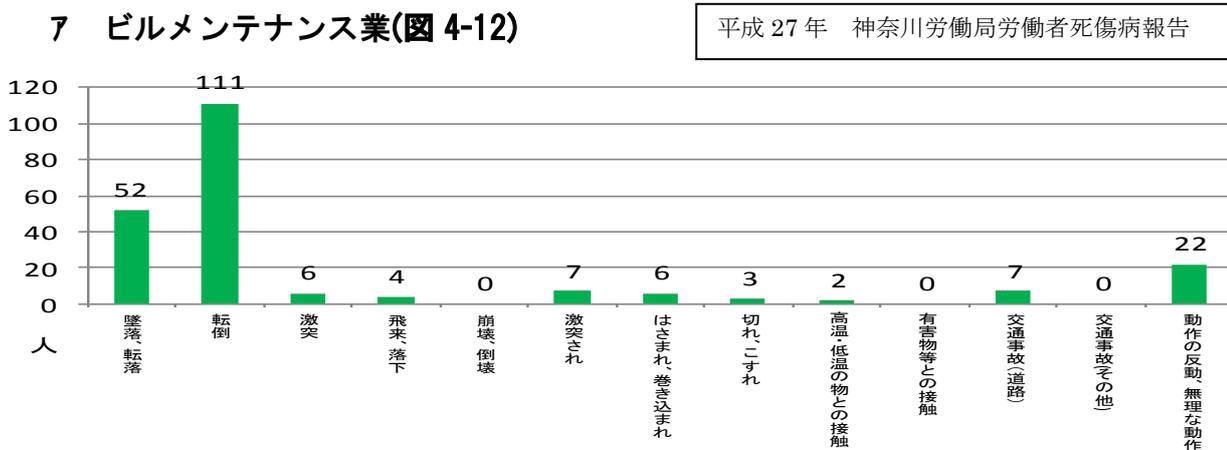


(6) 建設業死傷災害（図 4-11）

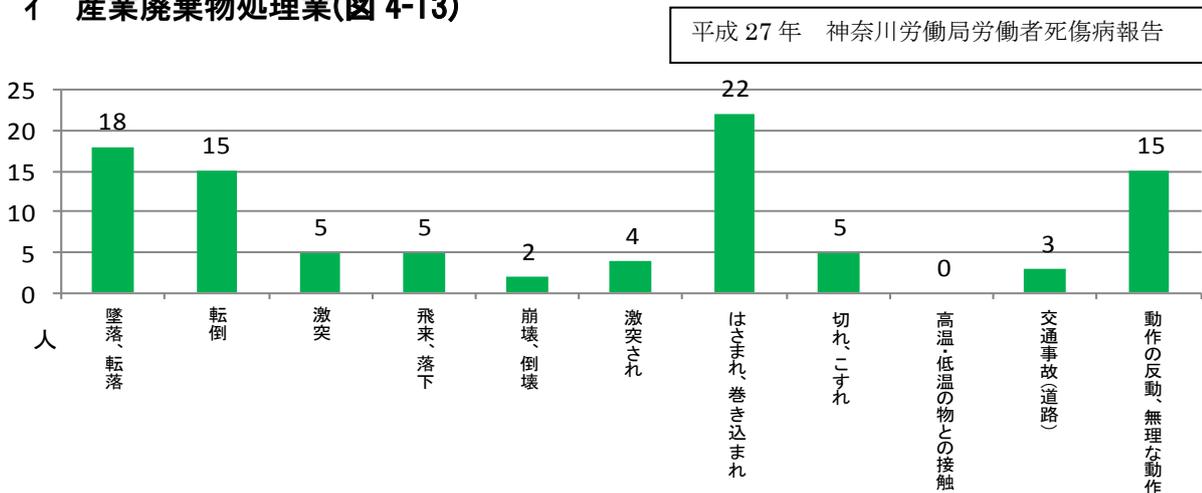


(7) 災害多発業種死傷災害

ア ビルメンテナンス業（図 4-12）

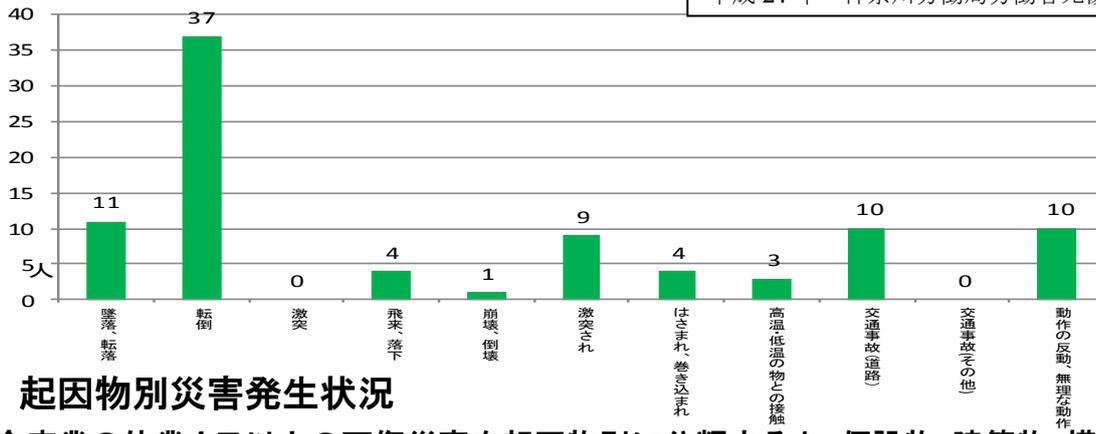


イ 産業廃棄物処理業（図 4-13）



ウ 警備業(図 4-14)

平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上の死傷災害を起因物別に分類すると、仮設物・建築物・構築物等(26.2%)、その他の装置等(22.3%)、物上げ装置・運搬機械(20.4%)の順(図 5-1)であり、死亡災害は、物上げ装置・運搬機械(30.8%)、環境等(27.8%)、仮設物・建築物・構築物等(11.1%)、の順(図 5-2)になっています。

第12次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

図5-1 起因物別休業4日以上の死傷者割合

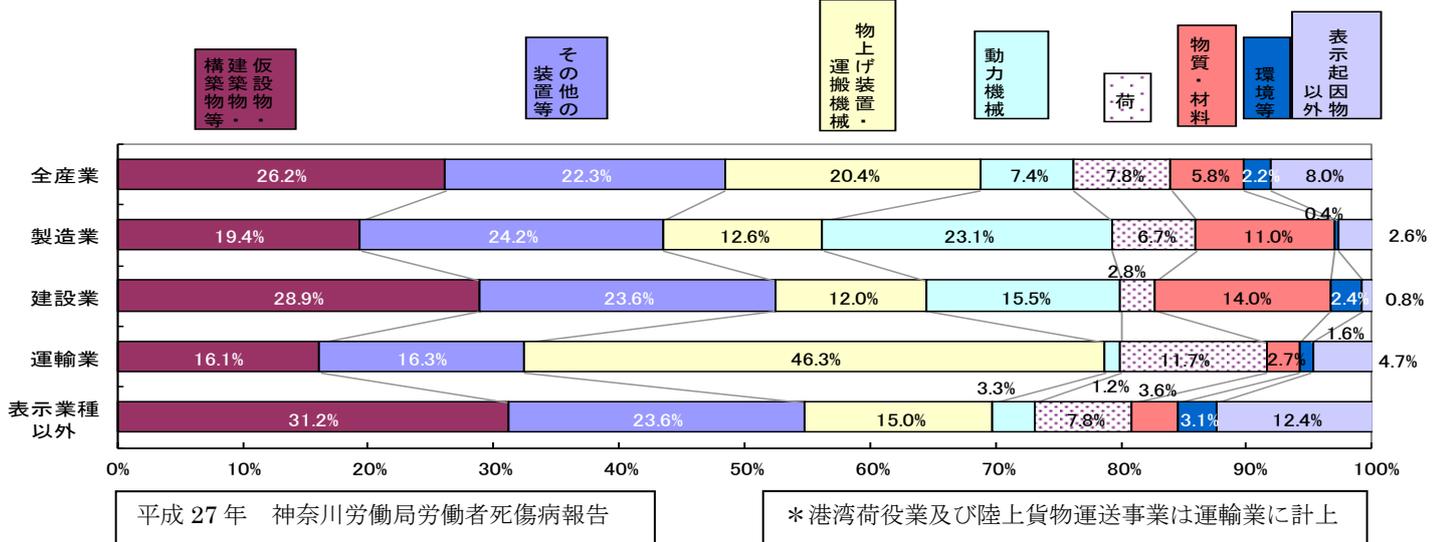
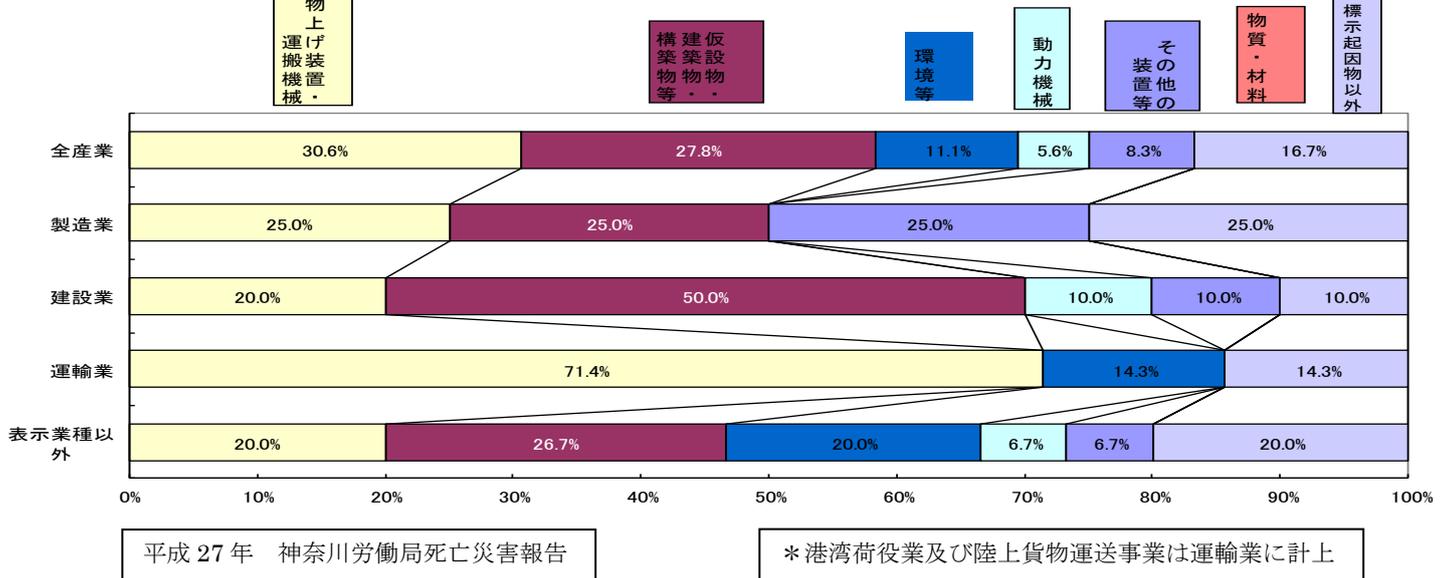
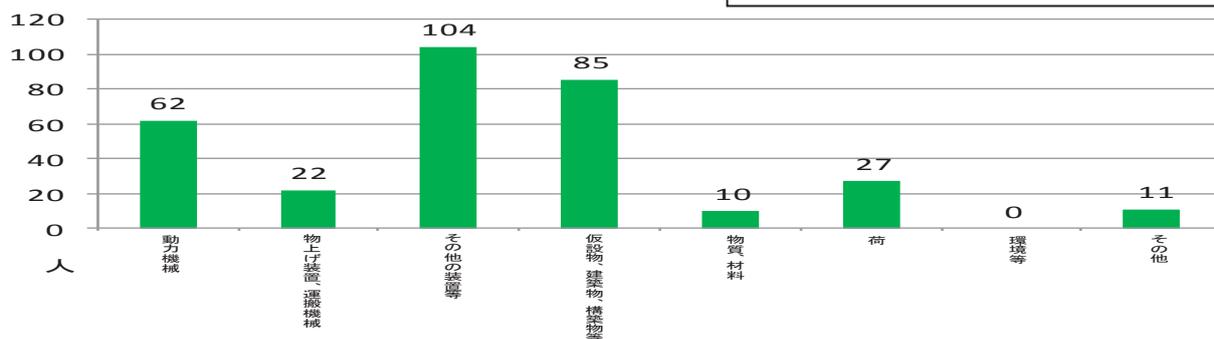


図5-2 起因物別死亡者割合



(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3)

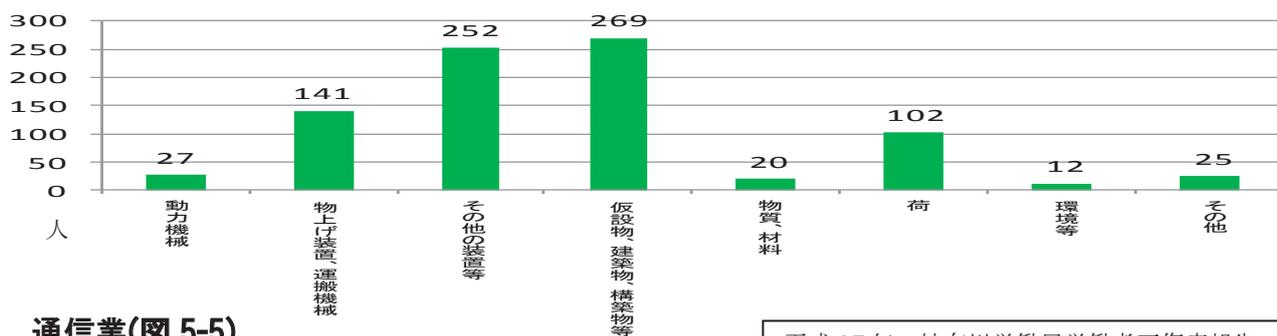
平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(2) 第三次産業死傷災害

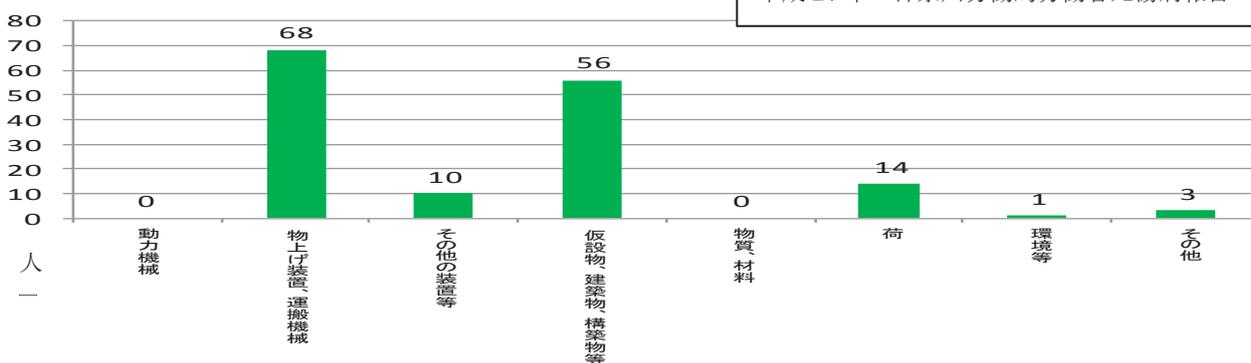
平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

7 小売業(図 5-4)



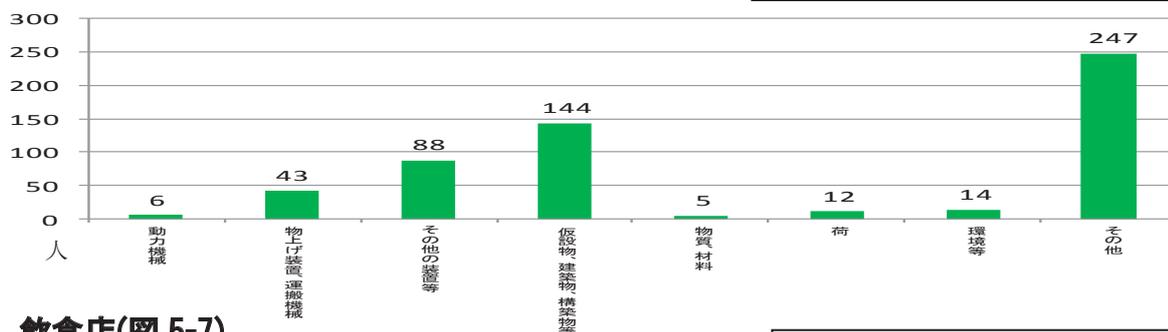
イ 通信業(図 5-5)

平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



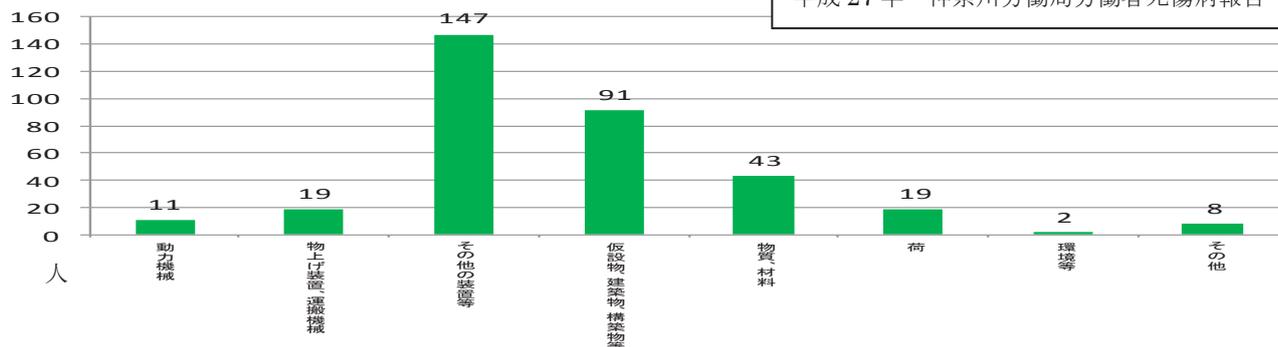
ウ 社会福祉施設(図 5-6)

平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

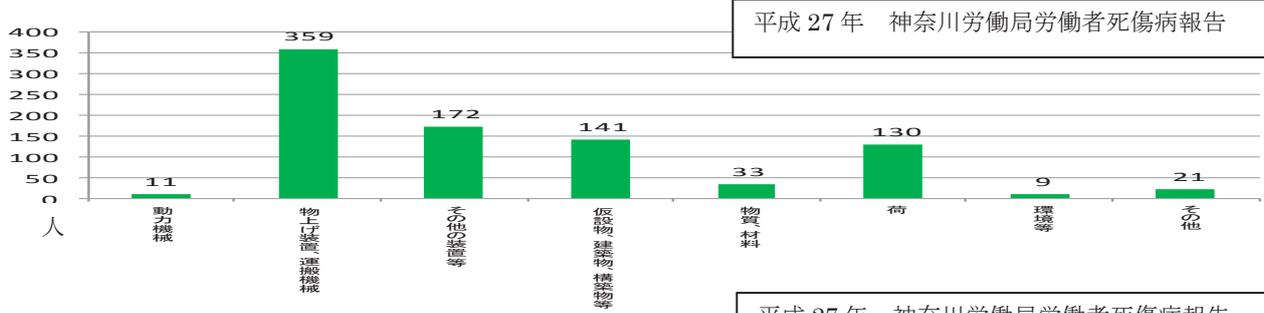


イ 飲食店(図 5-7)

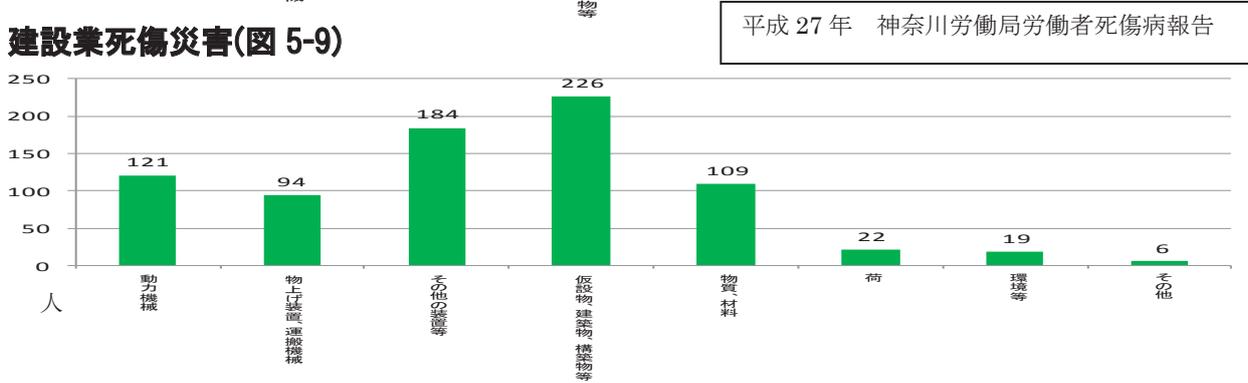
平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(3) 陸上貨物運送事業死傷災害（道路貨物運送業および陸上貨物取扱業）（図 5-8）

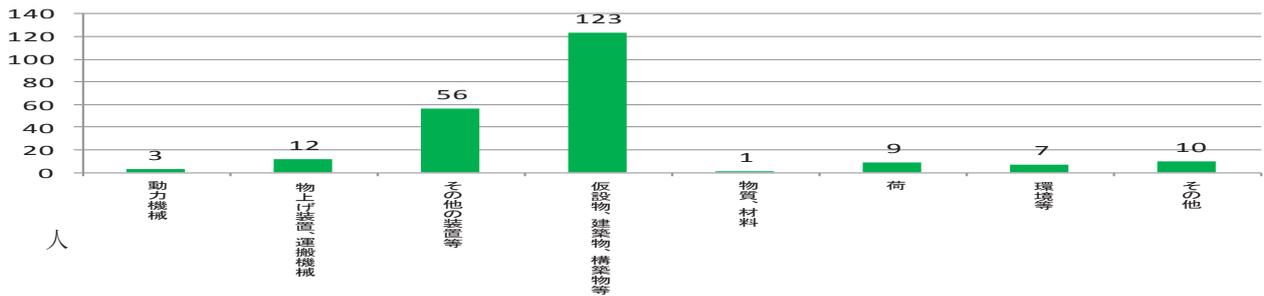


(4) 建設業死傷災害(図 5-9)

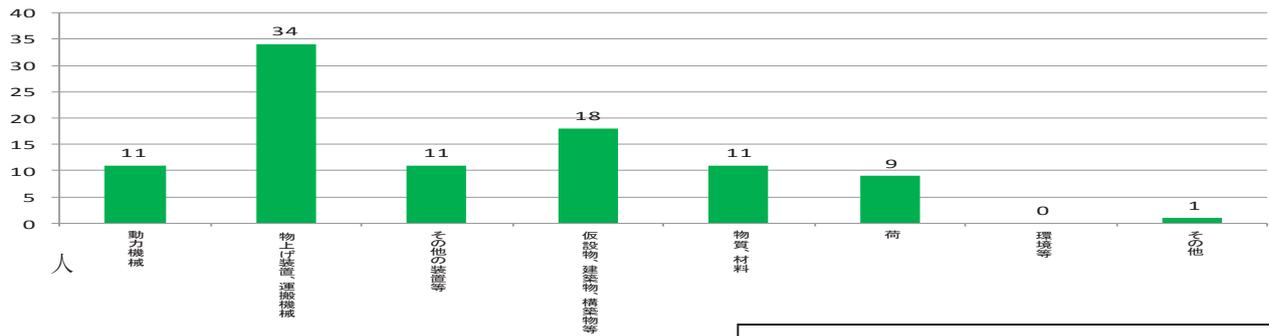


(5) 災害多発業種死傷災害

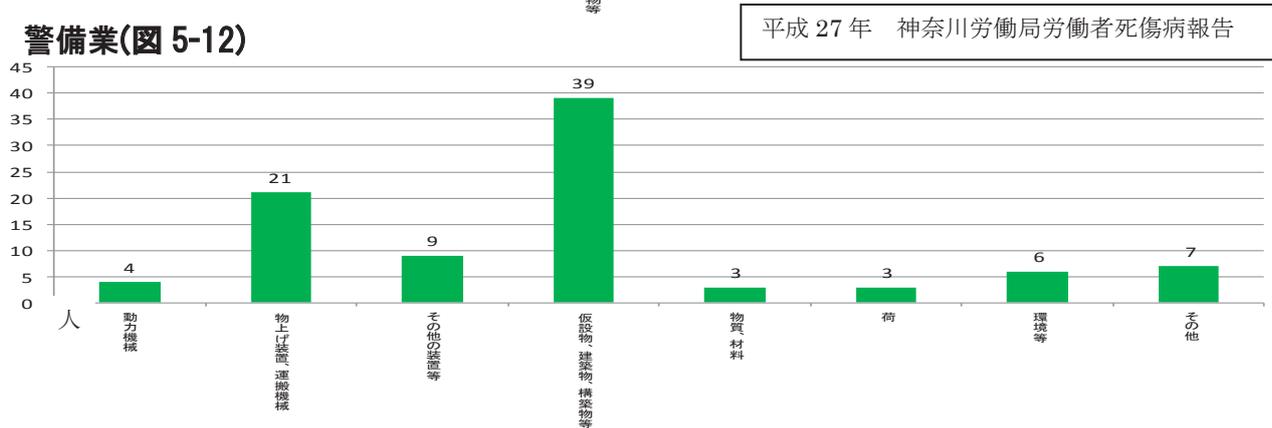
ア ビルメンテナンス業(図 5-10)



イ 産業廃棄物処理業(図 5-11)



ウ 警備業(図 5-12)

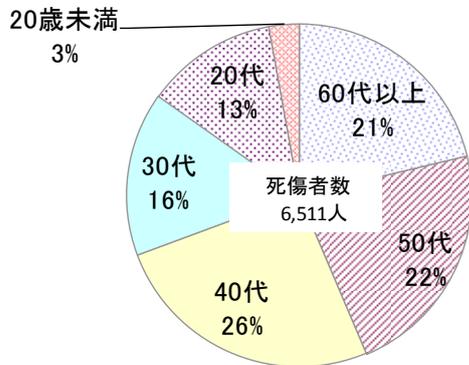


6 年齢階層別災害発生状況

平成 27 年の休業 4 日以上之死傷者数を年齢階層別に見ると、50 歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の 43%を占めています。(図 6-1)

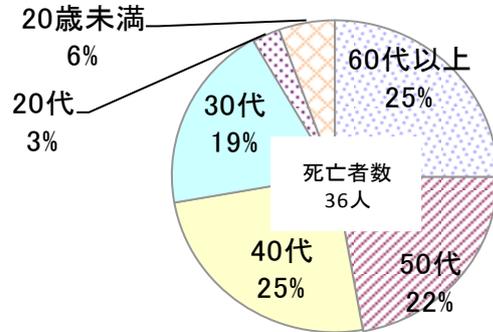
死亡者数の場合は、50 歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の 47%を占めています。(図 6-2)

図6-1 年齢階層別休業4日以上之死傷者数



平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

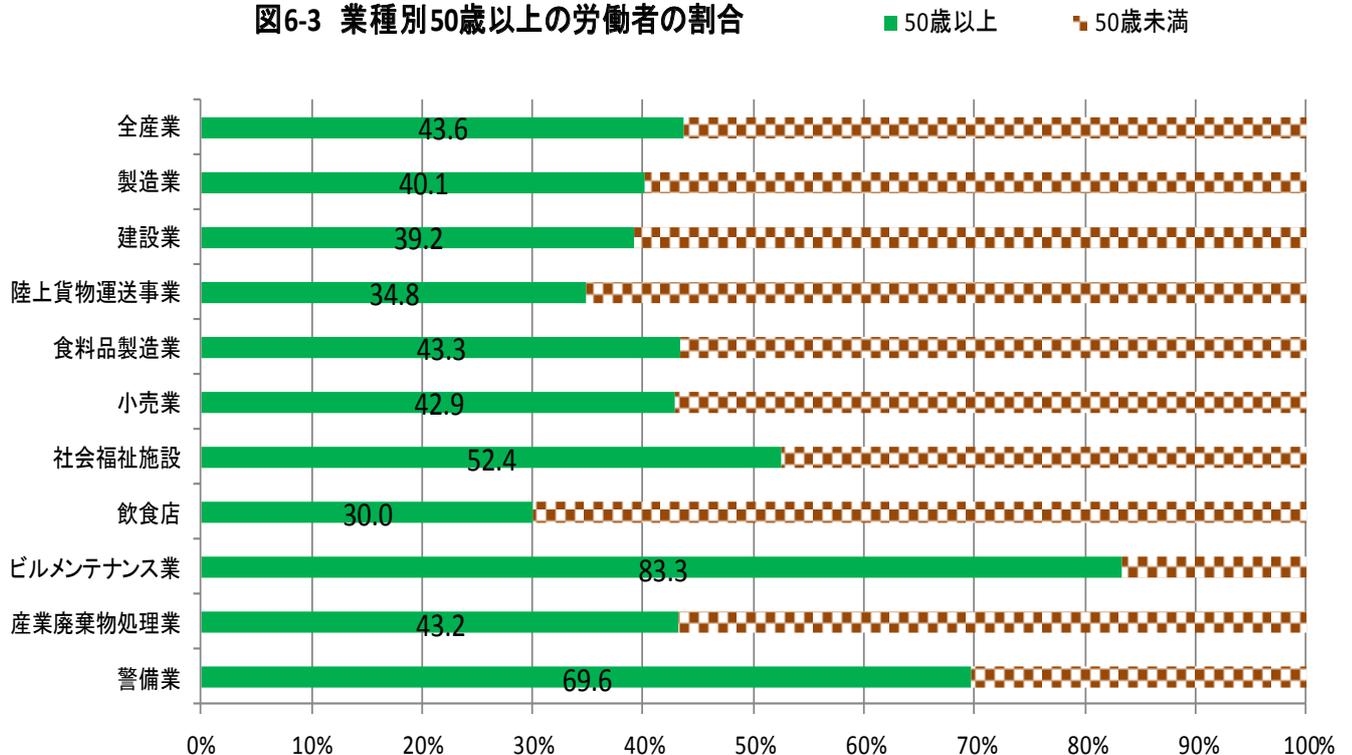
図6-2 年齢階層別死亡者数



平成 27 年 神奈川県労働局死亡災害報告

50 歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別(第 12 次労働災害防止推進計画の重点業種や平成 27 年の災害多発業種)で見ると、図 6-3 のとおりビルメンテナンス業では 8 割を超え、警備業・社会福祉施設において 50%以上となっています。

図6-3 業種別50歳以上の労働者の割合

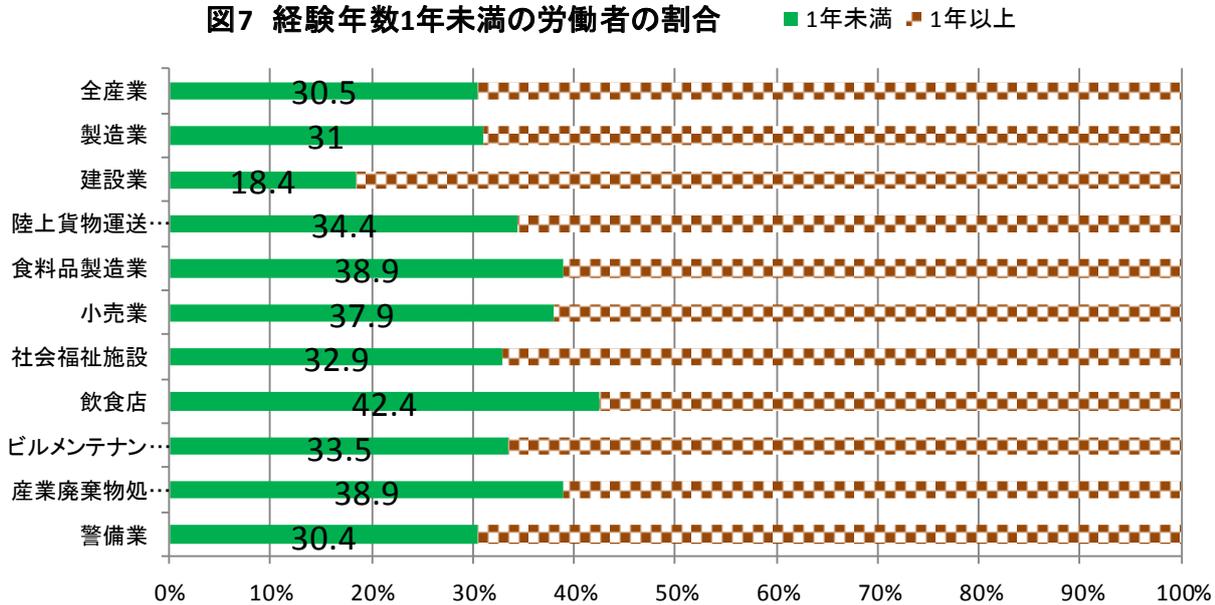


平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

7 経験年数別災害発生状況

被災者の経験年数が1年未満の全被災者に占める割合を見ると3割を超えており、図7のとおり飲食店では4割以上、食糧品製造業、小売業、産業廃棄物処理業で4割近く、ほかに製造業、陸上貨物運送事業、社会福祉施設、ビルメンテナンス業が全産業平均より高くなっています。

図7 経験年数1年未満の労働者の割合



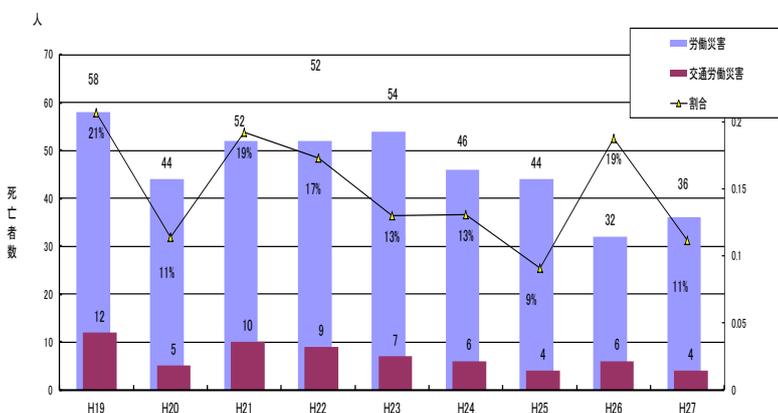
平成 27 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移は、図8-1のとおりであり、全労働災害による死亡者数に占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成22年により減少傾向を示していましたが、平成26年に大幅に増加となり、平成27年には減少に転じました。

過去5年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業が26%で最も多く、次に、製造業11%、建設業11%、商業7%の順（図8-2）となっています。

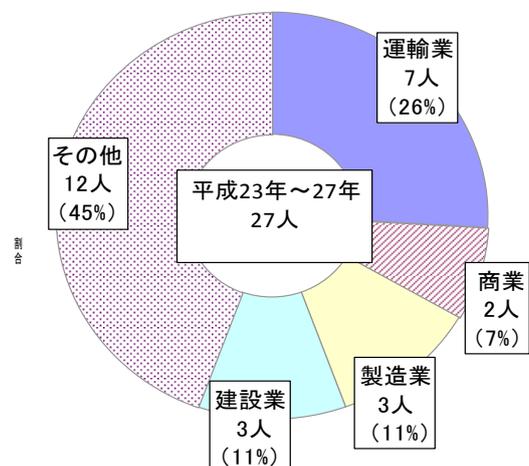
図8-1 交通労働災害 死亡者数の推移



神奈川県労働局死亡災害報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

図8-2 業種別死亡者数

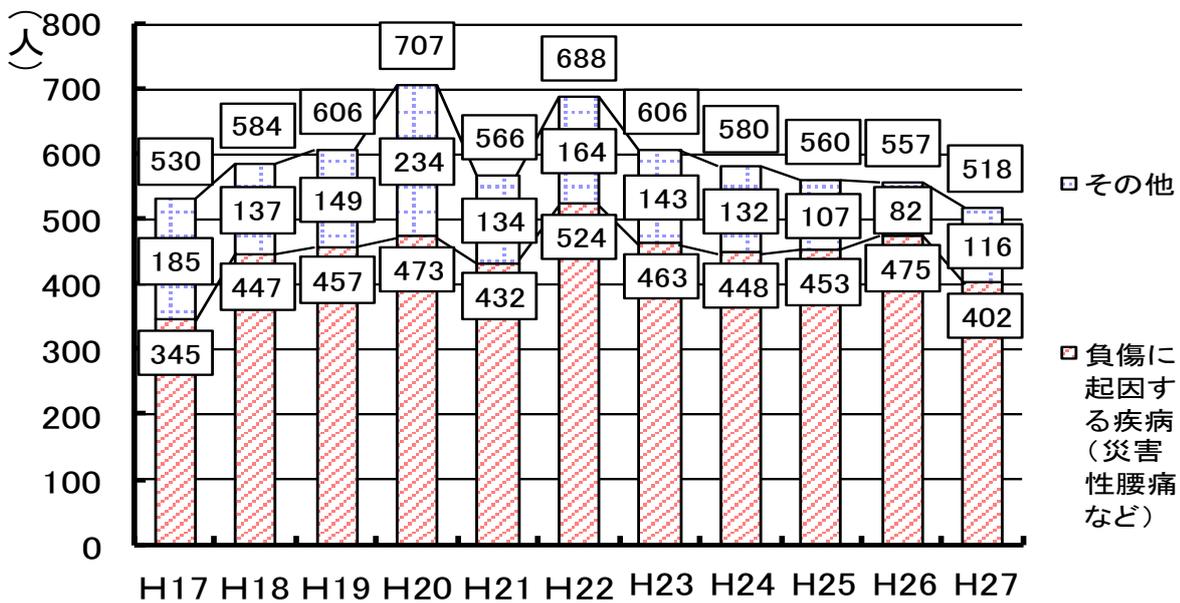


9 業務上疾病発生状況

休業4日以上業務上疾病による件数は、平成27年は517件となって平成23年以降、漸減傾向を示しています。また、業務上疾病の内訳では、負傷に起因する疾病が402件と最も多く、さらにその多くは災害性腰痛(379件)が占めています。(図9-1、9-2)

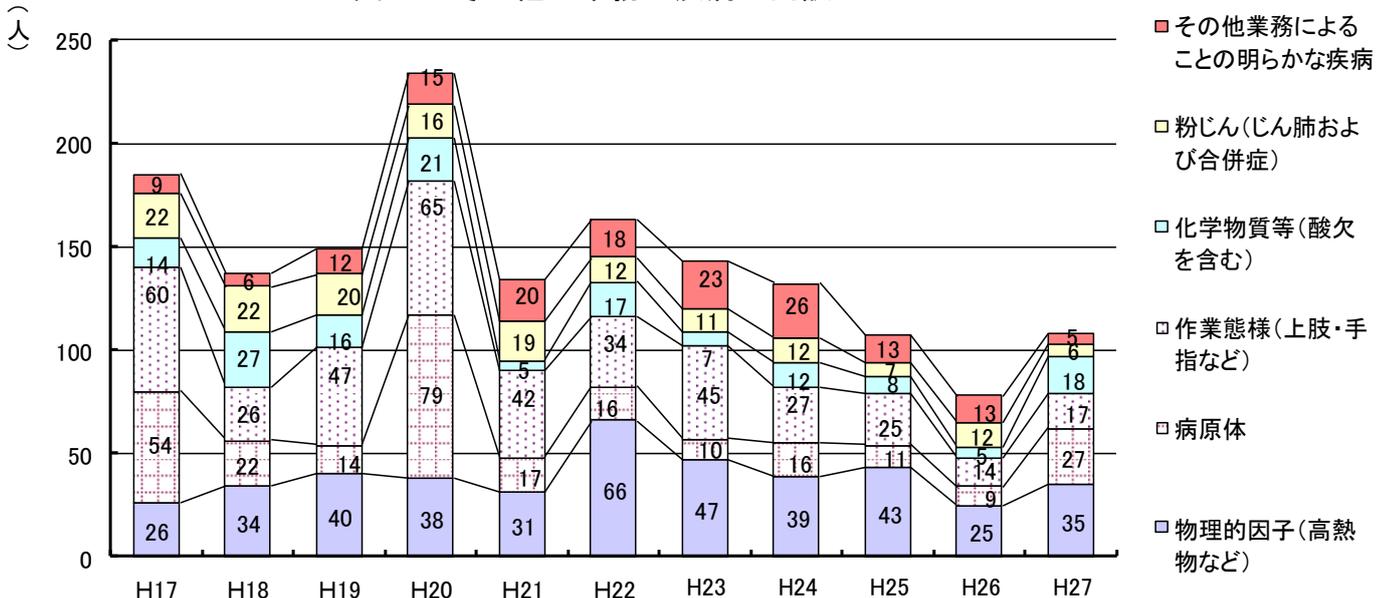
平成27年の業務上疾病による死亡者数は5人で、内訳は、過重労働による脳・心臓疾患発症によるもの4人、酸素欠乏症によるもの1人でした。平成23～27年までの5年間でみると、業務上疾病による死亡者数は34人であり、内訳は脳・心臓疾患が21人で最も多く、次に熱中症が6人、精神障害(自殺)が3人、酸欠・一酸化炭素中毒等が3人、化学物質・有害物質へのばく露が1人です。(図9-3)

図9-1 業務上疾病者数の年次別推移



神奈川県労働局 労働者死傷病報告

図9-2 その他の業務上疾病の内訳



神奈川県労働局 労働者死傷病報告 から

図 9-3 業務上疾病による死亡災害（平成 23～27 年）

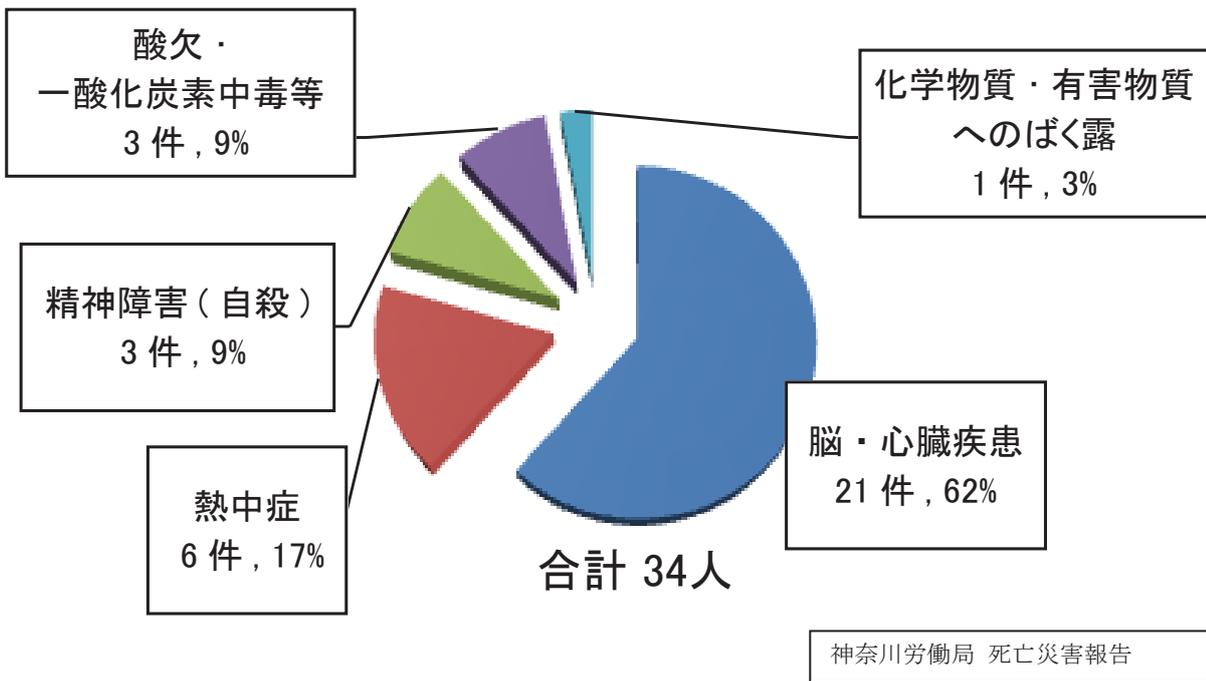
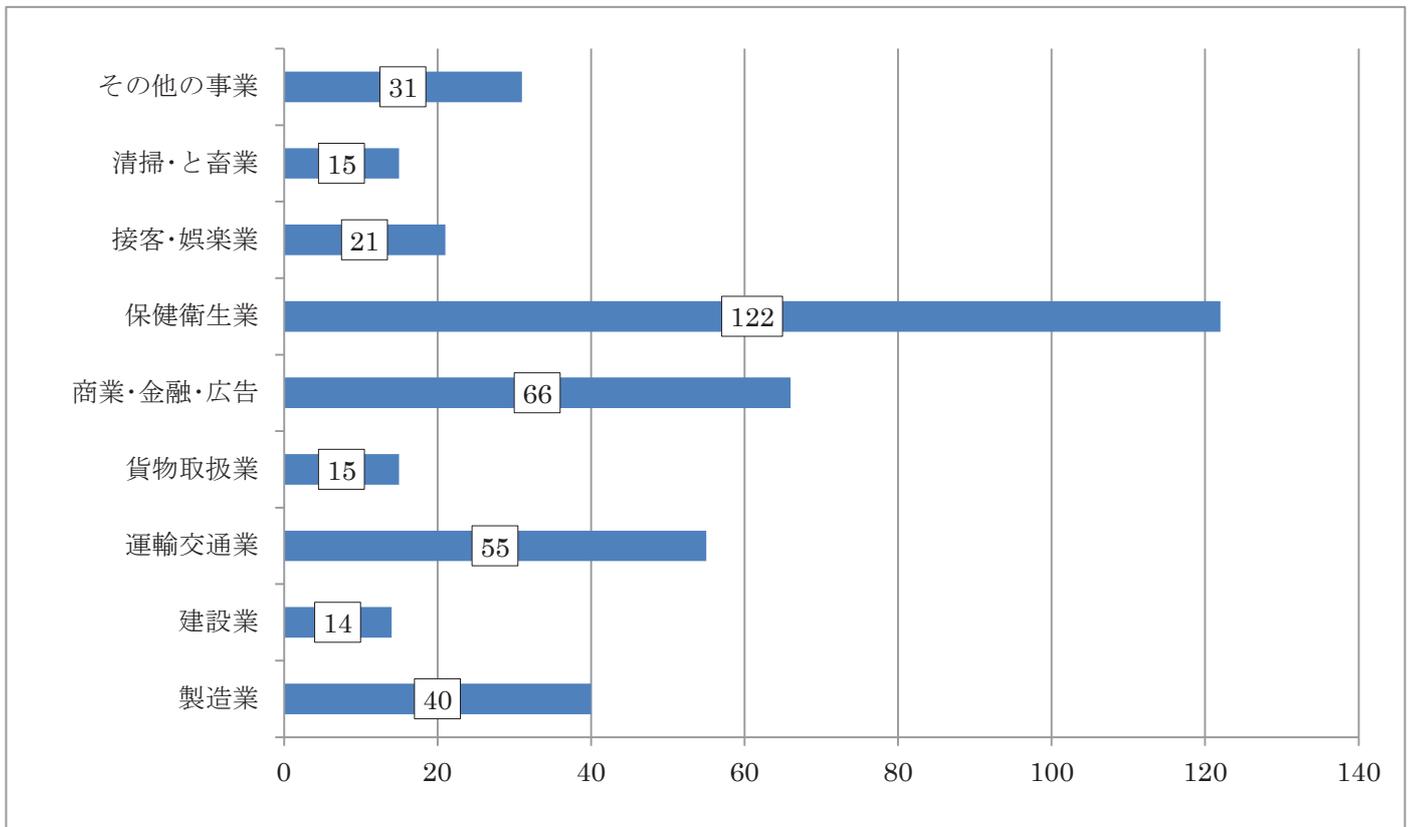


図 9-4 腰痛災害発生状況(平成 27 年)

計 379 人

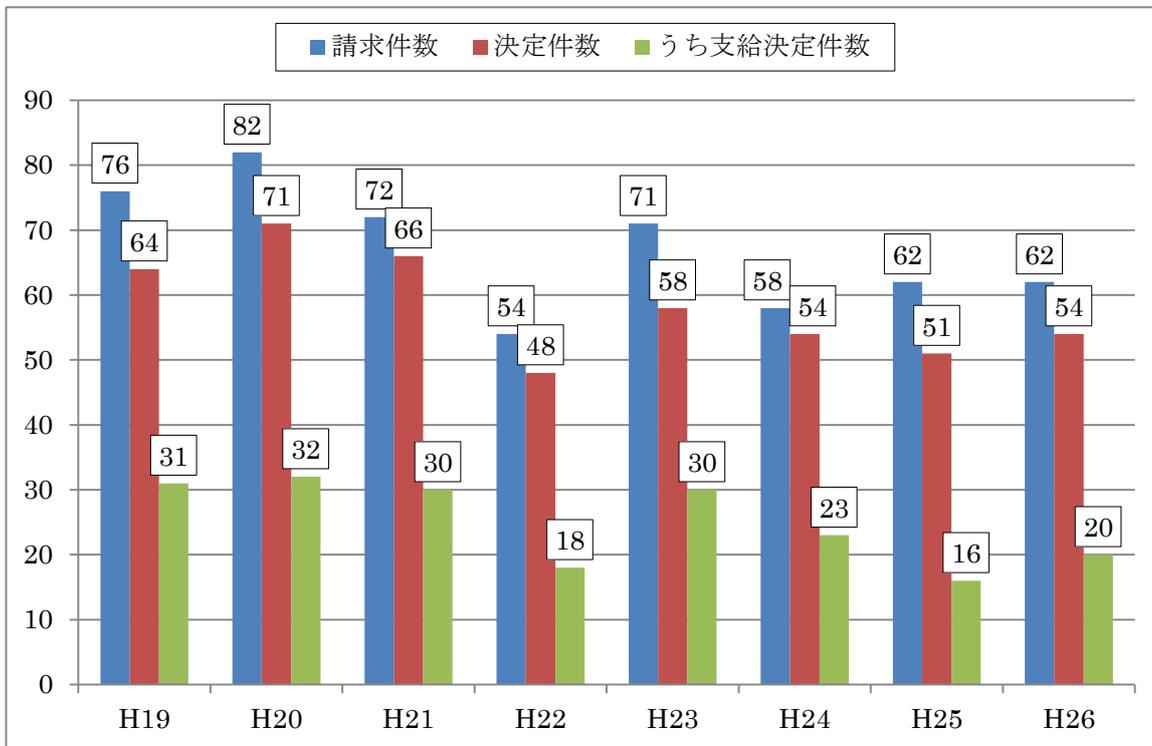


神奈川労働局 労働者死傷病報告

10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患および精神障害)

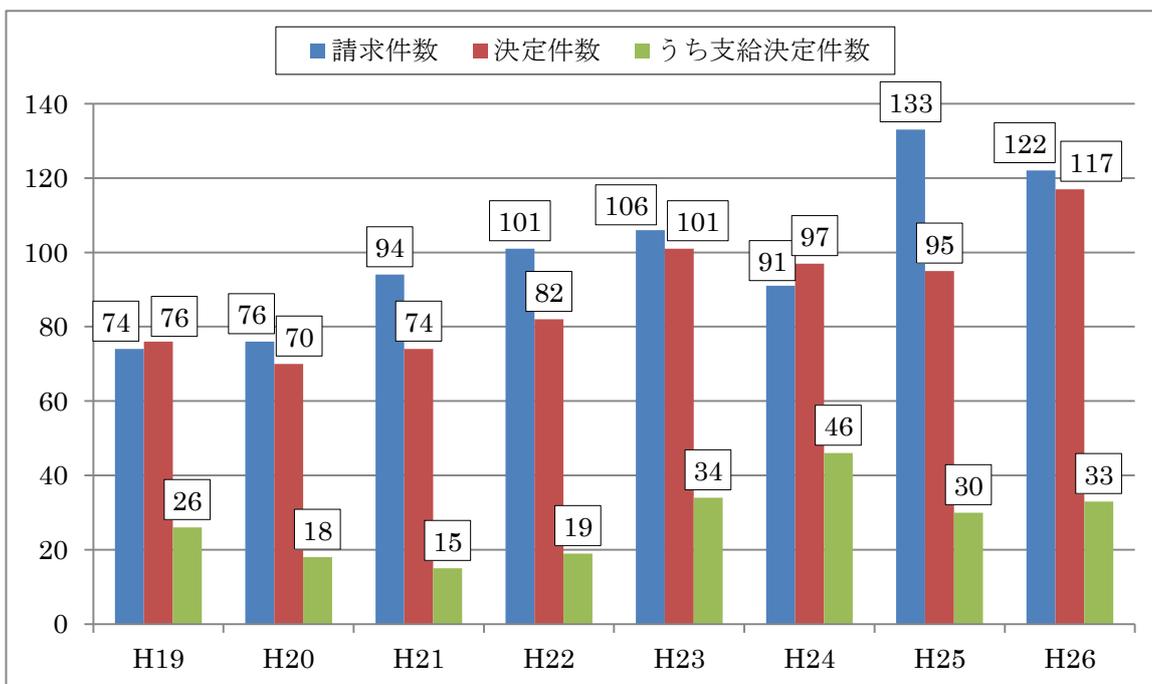
平成26年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は62件で、前年度と同数でした。(図10-1)また、精神障害等における請求件数は122件で、前年度から11件減少しました。(図10-2)

図10-1 脳・心臓疾患の労災補償状況



(労災補償課調べ)

図10-2 精神障害等の労災補償状況

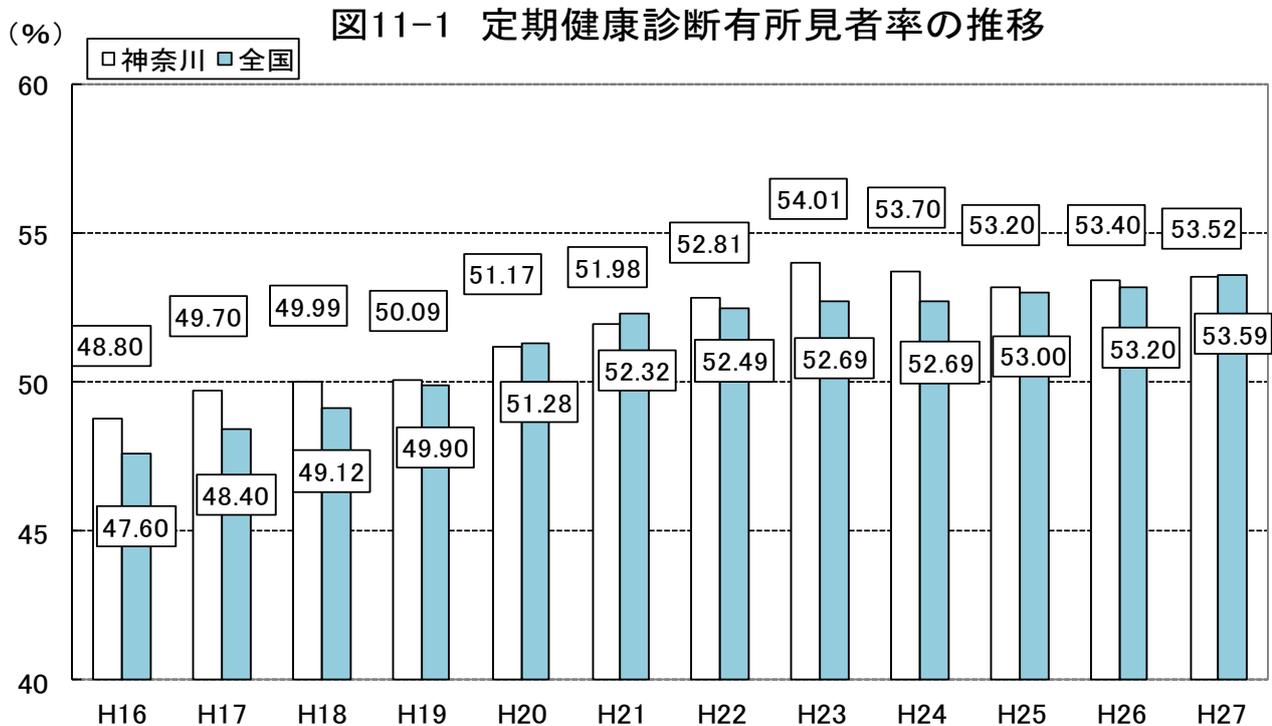


(労災補償課調べ)

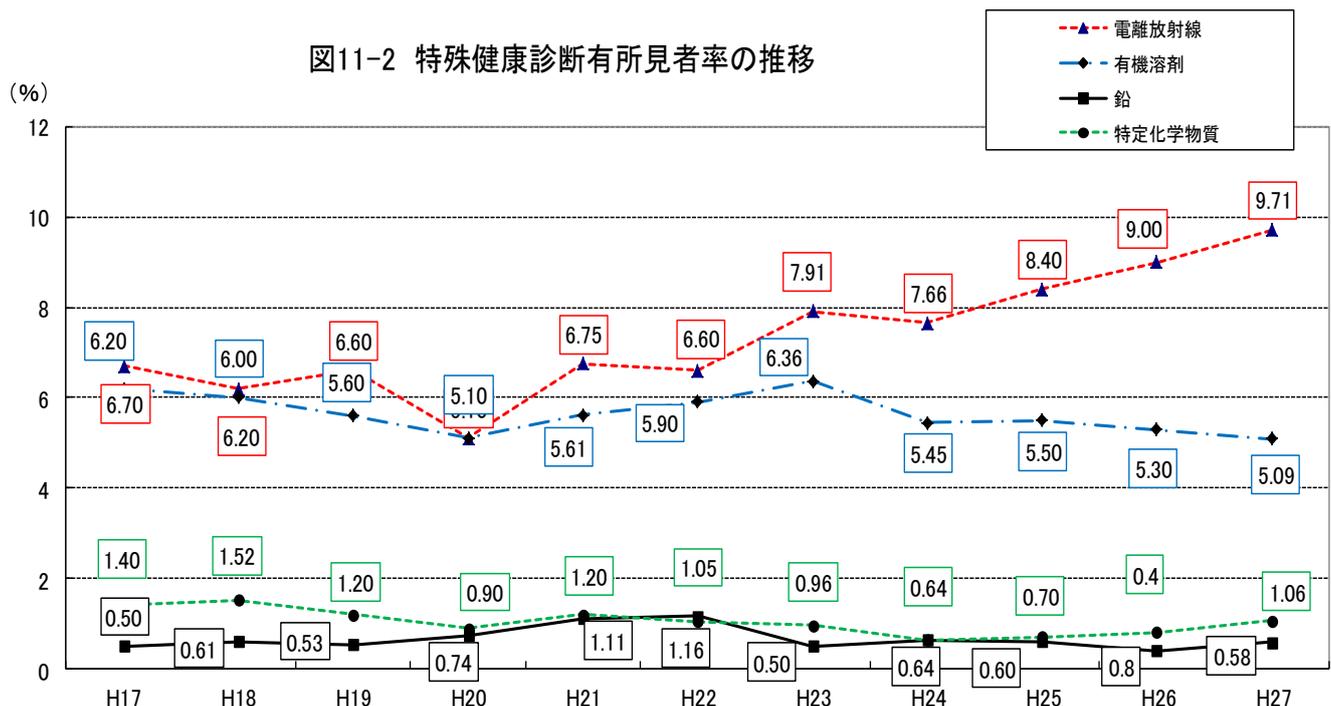
11 健康診断結果

平成 27 年の健康診断の結果で、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は 53.52%であり、平成 26 年より 0.12%増加しましたが、神奈川県のある見率は全国のある見率(53.59%)から 0.07%低くなっており、平成 21 年から 6 年ぶりに全国平均を下回りました。(図 11-1)

有機溶剤、電離放射線、特定化学物質、鉛業務の有所見率は、電離放射線が上昇しましたが、あとは横ばいでした。(図 11 - 2)



(定期健康診断結果報告)



(特殊健康診断結果報告)

『第12次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川労働局(平成28年5月版)

計画期間

- 平成25年度～29年度(5か年計画)

計画の全体目標

- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少(平成24年比)
 - 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少(同上)
- 【平成29年最終目標：死亡者数を39人以下、死傷者数を5,600人以下】

4つの重点施策

I 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

(第11次防期間中の災害発生状況をもとに重点業種・重点対策を決定) → 詳細 P20～P21

II 行政、労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働の強化

- 関係行政機関、専門家、災害防止団体、業界団体、産業保健機関、との連携・協働

III 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

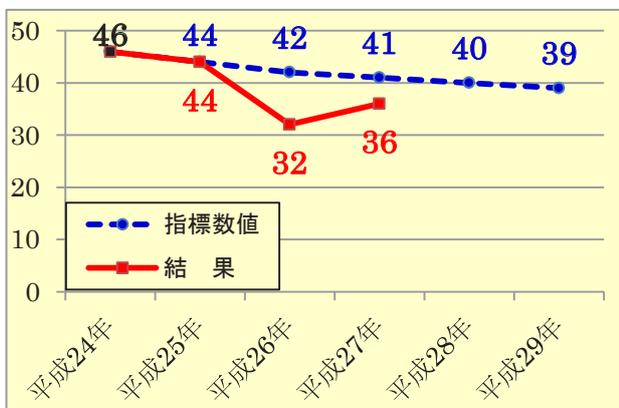
- 経営トップに対する働きかけによる安全・健康意識の高揚
- 不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動
- 地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚

IV 発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

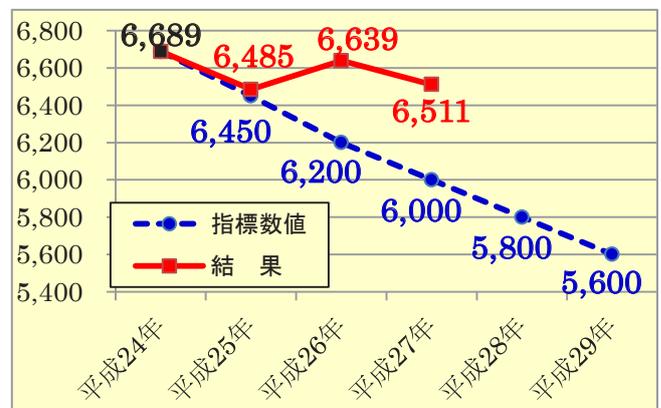
- 建設工事発注者に対する要請、
- 荷主による取組の促進、
- 機械設備の本質安全化の促進

平成29年の最終目標への進捗状況

《死亡者数》



《死傷者数》



- 死亡者数については、26年及び27年連続して最終目標値の39人を下回っている状況。
- 死傷者数については、多くの業種で減少に転じたが、最終目標値より900人以上を上回る状況。

(点線のグラフは平成25年計画策定時の最終目標までの指標数値)

1 重点業種対策

(1) 第三次産業対策

① 小売業

＊大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップへの働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、高齢者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）＊災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 ＊中央労働災害防止協会、災防関係団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）＊小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）を捉えた啓発・指導

② 社会福祉施設

＊対象事業場に対する指導・啓発（経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、「腰痛予防」「転倒災害防止」を重点としたパート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施、労働者の意識改革、高年齢労働者に配慮した設備改善・安全衛生教育の充実等）＊「職場における腰痛予防対策指針」の周知 ＊災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 ＊地方公共団体との連携（説明会、研修会の機会の充実）＊中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）＊「職場における腰痛予防対策指針」の周知

③ 飲食店

＊多店舗展開企業を重点とした取組（経営トップへの働きかけ、安全衛生担当者の明確化、パート・アルバイト等に対する「転倒災害防止」「切れ・こすれ災害防止」を重点とした安全衛生教育の継続的实施、バックヤードを中心とした作業場の安全化、労働者の意識改革、受動喫煙防止対策の推進等）＊災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上 ＊中央労働災害防止協会、関係災防団体等との連携による啓発・指導（説明会、研修会の機会の充実）＊小零細事業場に対する集団（商店街、組合等）啓発・指導

(2) 陸上貨物運送事業対策

＊荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底、「トラックの荷役作業における安全対策ガイドライン」の周知・普及 ＊墜落・転落災害の防止、腰痛予防対策を重点とした安全衛生教育の実施の指導 ＊経営トップの理解促進、安全衛生管理体制の整備 ＊荷主による取組の促進 ＊関係災防団体等との連携による啓発・指導

(3) 食料品製造業対策

＊経営トップへの働きかけ ＊安全管理体制の確立、安全衛生担当者の明確化と担当者に対する教育の実施を指導 ＊食品加工用機械の災害防止対策の推進 ＊安全衛生教育の継続的实施 ＊労働者の意識改善 ＊災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上

(4) 建設業対策

＊墜落・転落災害防止対策の徹底（改正安全則に基づく足場からの墜落防止措置、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく措置の実施、ハーネス型安全帯の普及促進等）＊「斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン」に基づく斜面崩壊防止措置の実施 ＊解体工事、修繕工事の把握と監督・指導の強化 ＊自然災害時、災害復旧時の工事における安全対策の徹底 ＊「重機災害」の防止の徹底 ＊雇入時教育、新規入場時教育等の徹底 ＊建設業労働災害防止協会神奈川支部・各分会との連携の強化

(5) 製造業対策

＊リスクアセスメントの実施の促進等、管理体制の整備促進 ＊「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を重点に、機械設備の本質安全化等、災害防止対策の徹底 ＊労働者の意識改善 ＊中災防、災防関係団体等との連携による啓発・指導

2 健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策

- * 全ての対象事業場(労働者 50 人以上)におけるストレスチェック制度(平 27・12・1～)の円滑な実施
- * 中小規模事業場の心の健康づくり計画の策定等の推進 * 事業場外資源の積極的活用
- * 職場復帰支援の取組の推進関係機関・団体等との有機的な連携

(2) 過重労働による健康障害防止対策

- * 労働時間の適正な把握管理及び健康管理の徹底
- * 長時間労働者に対する医師による面接指導等の健康管理の徹底
- * 衛生委員会等における調査審議による健康管理の徹底

(3) 化学物質対策

- * 平成 28 年 6 月 1 日から施行される改正・安衛法に基づく化学物質の管理措置の徹底
 - ・ 危険有害性の表示、安全データシート (SDS) の交付の徹底
 - ・ 危険有害性情報を活用したリスクアセスメントの実施推進

(4) 腰痛予防対策

- * 「職場における腰痛予防対策指針」の周知・徹底 (社会福祉施設・小売業・陸上貨物運送事業を重点)
- * 作業方法の改善 * 腰痛予防教育の徹底等

(5) 熱中症対策

- * 早期警戒及び適切な作業計画による予防対策の徹底
- * WBGT 値 (暑さ指数) の活用等による作業環境管理、作業管理の徹底
- * 健康管理等の徹底、及び早めの対処等による重症化の防止

(6) 粉じん障害防止対策

- * 「第 8 次粉じん障害防止総合対策」に基づく粉じん障害防止対策の徹底

(7) 受動喫煙防止対策

- * 受動喫煙防止対策の必要性及び支援制度の周知啓発

3 業種横断的取組

(1) リスクアセスメントの普及促進

- * 中小規模事業場へのリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム導入促進

(2) 高齢労働者対策

- * 体機能の低下に伴う労働災害防止の取組 * 高齢労働者に対する安全衛生教育の実施

(3) 非正規雇用労働者対策

- * パート・アルバイト等に対する安全衛生教育の継続的实施
- * 労働者の意識改革

重点対策の目標と推進状況

※平成25年・26年・27年の上段は指標数値、下段は実績、平成28年は単年度目標値を示す

	業種	種別	平成24年	平成29年最終目標	平成25年※	平成26年※	平成27年※	平成28年	平成29年
災害減少	全業種	死亡	46	15%減少	44 44	42 32	41 36	40	39
		休業	6,689	15%減少	6,450 6,485	6,200 6,639	6,000 6,511	6,000	5,600
	小売業	休業	875	20%減少	840 821	800 859	760 848	760	700
	社会福祉施設	休業	485	10%減少	470 558	460 545	450 559	480	430
	飲食店	休業	389	20%減少	370 384	350 340	330 340	320	310
	陸上貨物運送事業	休業	825	10%減少	810 806	790 848	770 876	800	740
	食料品製造業	休業	332	15%減少	320 290	310 317	300 321	290	280
	建設業	死亡	16	20%減少	15 13	14 12	13 10	12	12
		休業	907	15%減少	880 871	850 857	820 781	790	760
	製造業	死亡	12	10%減少	11 5	10 8	10 4	10	10
		休業	1,126	15%減少	1,090 1,035	1,050 1,076	1,010 1,005	980	950
	健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策	平成29年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を5,000以上とする(平成24年度末の状況：1,308事業場)						
過重労働による健康障害防止対策		長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する							
化学物質対策		平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を50%以上とする(平成24年度末の状況：18.2%)							
腰痛予防対策		平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上の業務上疾病者数を10%以上減少させる(平成24年度末の状況：406人)							
熱中症対策		平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる(前5か年:102人)							

注1)「災害減少」の「種別」欄の「休業」は、「休業4日以上の災害」の略である。

注2)「災害減少」の「平成29年最終目標」欄の「○○%減少」は、「平成24年の災害発生件数に対して平成29年までに、○○%以上減少させる」の略である。

詳しい内容(推進計画本文)については神奈川県労働局ホームページ(kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)のトップページ下段の (セーフワークマーク) をクリックしてください。



神奈川県労働局・各労働基準監督署

13 平成27年に発生した死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 11時頃	その他の事業 1～9名	建築物、構築物 墜落、転落	測量の準備作業のため雑草の刈り払いを擁壁上で行っている際に、4.8m下の道路上に墜落したものの。
2	1月 18時頃	港湾運送業 1～9名	移動式クレーン はさまれ、巻き込まれ	移動式クレーンを使用して、本船にスクラップを積込む作業中に、トラック用マーカを当該移動式クレーンに積込もうとして近づいた際、回転していた上部旋回体のカウンターウェイトとクレーン車体の間に頭部をはさまれたもの。
3	1月 12時頃	土木工事業 1～9名	掘削用機械 はさまれ、巻き込まれ	公園整備工事において、クローラー式ドラグショベル(機体重量2.26t)によりスロープの修繕作業を行っていた。傾斜角7°のスロープ上に仮置きされた厚さ19cmのコンクリートガラ上を登り方向に通過しようとした際、真後ろに転倒して後方で作業をしていた被災者がドラグショベルと地面に挟まれたもの。
4	1月 1時頃	映画・演劇業 1～9名	建築物、構築物 墜落、転落	舞台装置の撤去作業中に、可動式客席が格納されるピット内(深さ約2.5m)で倒れている被災者が発見されたもの。事故後、病院で療養中であったが約2週間後に死亡した。
5	2月 7時頃	土木工事業 1～9名	階段、棧橋 おぼれ	川の護岸改修工事において、クレーンオペレーターが岸から約10m離れた位置に係留していたクレーン船に移動する際に、クレーン船と岸との間の浮棧橋から川に転落した。
6	2月 11時頃	ビルメンテナンス業 1～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	中学校体育館の屋根周囲の雨水排水管の排水口に堆積した落葉等の清掃作業中に、屋根から約11m下の公道上に墜落した。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
7	2月 11時頃	建築工事業 1～9名	建築物、構築物 墜落、転落	戸建住宅の解体工事において3階から内装ボード(1枚5キロ程度)を地上のコンテナボックスに落とし入れていた際、地上まで6.14m墜落したものの。
8	3月 13時頃	その他の事業 10～29名	その他の動力クレーン はさまれ、巻き込まれ	倉庫内で火災報知器の法定点検作業中にクレーンと製品棚との間に挟まれたもの。
9	3月 16時頃	その他の事業 300名～	はしご等 墜落、転落	火災報知器の交換作業中に梯子から墜落したものの。
10	2月 12時頃	卸売業 10～29名	立木等 激突	スキー場での販売イベントの手伝いとして出張し、スキー場の下見のためスキーで移動中に立木に激突したものの。
11	3月 16時頃	建築工事業 1～9名	足場 墜落、転落	戸建住宅改修工事現場において、軒裏の天井の補修作業中に一側足場の二層目から地上まで約4.3m墜落したものの。安全帯の使用なし。
12	4月 3時頃	清掃・と畜業 10～29名	その他の一般動力機械 はさまれ、巻き込まれ	木材の破砕機の清掃中、破砕機上部のピンチローラーと下部のローラーコンベアのすき間に入って木屑の取り除き作業を行っていたところ、上部ピンチローラーが自重で下降し、ローラーコンベアのすき間に挟まれたもの。ライン全体のブレーカーを落としていたが、ピンチローラーの油圧バルブが閉鎖されず、下降防止のロックピンの差し込みもなかった。
13	5月 9時頃	農業 1～9名	立木等 墜落、転落	シイガシの木を剪定中、足場に使っていた枝が突然折れ、約6m墜落した。安全帯の使用なし。
14	4月 18時頃	建築工事業 10～29名	トラック 交通事故(道路)	建設現場から2tダンプトラックにて帰社途中、東名高速においてスリップして道路左側のガードレールに衝突した。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
15	5月 8時頃	建築工事業 1～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	民家駐車場の屋根材を張り替える等の改修工事において、作業手順等を決定するため屋根梁上にしゃがんでいた被災者がバランスを崩してしりもちをついた際に手で屋根材を破損して、3.5m下のコンクリート上に墜落し、約2週間後に収容先の病院にて死亡した。
16	6月 11時頃	卸売業 10～29名	移動式クレーン 激突され	トラックにて納品された荷の荷卸し作業を重機2台を使用して作業中に、トラック荷台の上にいる被災者に重機が激突した。
17	7月 9時頃	建築工事業 10～29名	足場 墜落、転落	足場解体作業中に、高さ16mの足場上から墜落したもの。親綱は張られており安全帯を着用していたが、使用していなかった。
18	7月 15時頃	金属製品製造業 1～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	天井クレーンの修繕のため、社屋の梁及び筋かいをよじ登って作業しようとしたところ、高さ約4mから墜落した。
19	8月 10時頃	土木工事業 1～9名	移動式クレーン 激突され	道路照明ポール(長さ9.5m、重量170Kg)を撤去するためトラッククレーン(つり上げ荷重2.9t)で吊り、アンカー部を着地させた後、先端部を下ろそうとした際に、ポールの向きを調整しようとしたところ、ポールが動いて、ポールとトラッククレーンの荷台のあおりの間に胸部をはさまれた。
20	9月 14時頃	小売業 100～299名	開口部 墜落、転落	1階バックヤードの非常用はしご室に立ち入り、棚板を格納する作業中に開口部(0.71m×0.42m)から4.47m下の地下1階に墜落した。
21	10月 13時頃	道路貨物運送業 50～99名	トラック 交通事故(道路)	大型タンクローリーでガソリン等を運搬中、高速道路インターチェンジの料金所から本線に合流する緩やかな上り坂の左カーブで右側のガードレールに衝突して横転した。
22	10月 14時頃	港湾運送業 10～29名	有害物等との接触 異常環境等	開放検査終了後のタンクにヘキシルグリコールを入れる作業において、品質確保のため窒素を注入して酸素濃度を0.5%以下としていた。被災者は12時半ころタンク上部において一人で酸素濃度測定を行っていた。

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
23	10月 13時頃	道路貨物運送業 10～29名	クレーン 激突	トラックの荷台に金属製製品を4段に積み込む作業が終了し、固縛するため被災者が荷台に上がっていた。天井クレーンの操作者が床上で操作して走行させたところ、クレーンの一部が製品に接触して最上段の製品が落下し、被災者も床まで落ちた。
24	10月 16時頃	土木工事業 1～9名	玉掛用具 激突され	道路補修工事において、ドラグショベルのバケットに先端がコの字状のつり上げ器具を取り付けて敷鉄板(1.5×3.0m、重量約700kg)を吊り上げた際、吊り上げ器具から鉄板が外れて、吊荷を押さえていた作業員に倒れ掛かり、大腿部を挟まれ死亡した。
25	10月 10時頃	陸上貨物取扱業 10～29名	トラック はさまれ、巻き込まれ	コンテナトレーラーを後退させ作業台へ接続する作業を行う際、被災者がトレーラーと作業台にはさまれたもの。
26	10月 4時頃	道路貨物運送業 30～49名	トラック はさまれ、巻き込まれ	配送終了後、トラック後方の観音扉を閉める際に、停車させていたトラックが動き出し近くに停車していたトレーラーの連結部分に衝突した。その時、トラックのドアが閉まり、降車あるいは乗車しようとしていた被災者がドアと運転席にはさまれたもの。
27	12月 13時頃	電機機械器具製造業 300名～	その他の装置、設備 破裂	タービン発電機の固定子枠の加圧検査の結果、固定子枠の蓋からの空気漏れが判明したため、被災者ほか1名が昇降機により蓋の近くまで上昇し、パッキング手直しのため他の労働者が蓋を外している途中で蓋が飛んで被災者の顔面に当たり、その反動で高さ約3.3mの昇降機から床面に墜落した。
28	5月 22時頃	教育・研究業 300名～	乗用車、バス、バイク 交通事故(道路)	出張先での業務終了後、社有車で帰社途中、東名高速道路の路肩に社有車を停車させ車外に出ている時に、走行車線を走行してきたトラックに轢かれた。車外に出た理由は不明であるが、タイヤの空気圧異常の表示が出ていた。12月に労災支給決定された。
29	12月 10時頃	農業 1～9名	立木等 墜落、転落	マンション敷地内の立木の剪定作業中に乗っていた枝が折れ、高さ約6mから墜落した。

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
30	12月 8時頃	清掃・と畜業 1～9名	起因物なし 転倒	作業開始前の清掃業務に従事していた被災者が倉庫内で頭から出血して倒れているのを発見され、搬送先の病院で事故から6日後に死亡。転倒して頭部を打ったものと推定される。
31	12月 8時頃	電機機械器具製造業 100～299名	トラック 交通事故(道路)	社有車(トラック)に荷を積み、事業場から出張先へ向かう途中、高速道路のインターチェンジの出口方向へ走行中、左カーブを曲がりきれず、側壁に衝突してトラックが横転した。
32	4月 8時頃	一般機械器具製造業 30～49名	起因物なし その他	出勤直後、事業場の更衣室で着替え中に倒れ、搬送先の病院で死亡した。過重労働による基礎疾患の増悪として労災認定された。
33	7月 10時頃	小売業 10～29名	起因物なし その他	納品先前に駐車していた営業車の運転席で痙攣していた被災者が発見され、救急車で病院に搬送されたが死亡したもの。過重業務が誘因となったとして労災認定された。
34	7月 15時頃	建築工事業 1～9名	分類不能 分類不能	配管増設工事において、体調不良により休憩中に様子がおかしくなったため病院に搬送されたが、翌日死亡した。体調不良の原因等が不明のため調査中であつたが、3月に労災認定されたもの。
35	4月 15時頃	道路貨物運送業 1～9名	起因物なし その他	海上コンテナトラックを運転して仕事現場に来ることになっていた被災者が現れないため探していたところ、東京都内で当該車両の車内で死亡していた被災者が発見された。長時間労働による身体的負荷が、持病に関与したとして労災認定された。
36	2月 0時頃	その他の事業 0名(廃止)	起因物なし その他	自宅で倒れているところを訪問した上司が発見したもの。過重業務として労災認定された。

14 平成27年に発生した重大災害の概要（安全関係）

番号	発生日 発生時刻	業種 被災者数 (被災程度)	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 17時頃	建設業 休業6名	乗物 交通事故	現場から事務所に社有車で戻る途中、県道走行中に運転者が咳き込んだはずみでハンドル操作を誤り街路樹に衝突したものの。
2	3月 10時頃	輸送用機械器具製造業 休業1名、 不休3名	その他の装置・ 設備 その他	クレーン作業中に、つり用具として使用していた繊維スリングが破断し、つり荷が約2.6m落下したため、下で作業をしていた4名が被災したものの。
3	3月 14時頃	医療保健業 休業1名、 不休3名	乗物 交通事故	訪問歯科診療を行うため4名が車で移動中に、運転者が突然気を失い電柱に激突し被災した。
4	7月 10時頃	製造業 休業2名、 不休2名	火災 危険物・有害物 等	発電用オイルタンクの塗膜を剥がす作業において、ラッカーシンナーにより拭き取り作業中に気化した溶剤に引火してタンク内で発火、作業中の被災者の衣服に引火し、消火作業を行った労働者を含め、計4名が火傷を負った。
5	10月 14時頃	清掃・と畜業 休業5名	乗物 交通事故	清掃業務終了後の従業員4名を会社の車で自宅方面へ送る途中、緩やかな右カーブにおいてセンターラインをはみ出して走行してきた対向車と正面衝突したものである。
6	10月 14時頃	製造業 休業2名 不休2名	仮設物・構築物 等 墜落	工場設備への注油作業中に乗っていた点検台ごと1.3m墜落したものの。点検台の下部の床を支える鋼材が腐食により折れたことが原因である。

15 平成 27 年に発生した重大災害の概要（労働衛生関係）

番号	発生月 発生時刻	業種 被災者数 (被災程度)	起因物 事故の型	疾病名等	発生概要
1	1月 14時頃	製造業 不休6名	危険物・有害物等 有害物等との接触	中毒・薬傷 (塩酸ガス)	製造工場において純水装置の塩酸添加系統バルブの交換作業中、直近のバルブ1箇所を閉止して作業していたが、作業中に同系統塩ビ配管に力が加わったことで破損し、内部塩酸が流出したことにより白煙上の塩酸ガスが発生し、立会者及び現場作業員5名が塩酸ガスを吸入した。
2	1月	病院 不休4名	その他 その他の起因物	潜在性結核感染症	平成26年10月に入院した患者に対する入院時検査で肺結核の結果が出たため、関係職員に対しクオンティフェロンTBゴールド検査を実施したところ、同患者の看護業務を行っていた4名が陽性、感染が確認された。全員が潜在性結核感染症(感染性なし)の診断を受け、休業することなく勤務を継続したが、投薬治療を6ヶ月間実施。
3	1月 11時頃	製造業 不休5名	その他の装置 火災高熱物	結膜炎等	工場・建屋壁の耐震補強工事で溶接作業が外注業者によって行われていた。養生はされていたが、飛んだ火花が溶接箇所から近い塗装ブースに引火し火災が発生、火災発生場所付近にいた作業員らの中で、煙や消火器の粉末が目に入ったり、吸い込んだりした。症状はいずれも軽微で結膜炎、咽頭炎など。
4	2月 15時頃	建設業 休業3名	危険物・有害物等 有害物等との接触	咽頭部炎症	鉄スクラップ処理工場内で作業員3人が切断機刃反転工事作業中、異臭を感じ換気を行って作業を続けたが、目と喉の痛みで作業を中止。痛みが治まらないので診察を受けたところ「角膜裂傷・咽頭部炎症」の診断を受けた。前日に廃液が入っていた空ドラム缶の切断作業を行っていて、ドラム缶に付着していた廃液が切断機内部に溜まり、廃液中の気化した有害物により負傷したものと思われる。
5	3月	一般飲食業 休業16名	その他 その他の起因物	食中毒 (ノロウイルス)	社員食堂で昼食を取った従業員16名が嘔吐や発熱、下痢などの食中毒症状を訴え、保健福祉事務所が調査をしたところ、従業員の便からノロウイルスが検出された。
6	5月 15時頃	病院 不休8名	その他 その他の起因物	疥癬	病棟で疥癬の患者(1名のみ)が発生し、清潔ケアを携わっていた事業場の労働者8名が感染したものの。
7	5月 8時頃	社会福祉施設 不休6名	その他 その他の起因物	疥癬	平成27年3月から施設利用を開始した利用者に当初から皮膚等の湿疹を認めたので皮膚科を受診させたところ、老人性湿疹のため様子を見るよう指示があった。その後も症状が良くならないので再受診させたが前回と同じ診断となり、平成27年5月25日の再々受診で「疥癬」と診断。当該利用者は車椅子による全介助が必要で、移乗トイレ介助や入浴時の複数介助を要したが、6名の労働者の皮膚に発赤・痒みが生じたため皮膚科を受診したところ1名が「疥癬」と診断された。

番号	発生月 発生時刻	業種 被災者数 (被災程度)	起因物 事故の型	疾病名等	発生概要
8	6月	社会福祉施設 不休 12名	その他 その他の起因物	疥癬	施設利用者に疥癬の疑いのある者がいて、その者の身体介助、入浴介助などを行った介護職員が疥癬に感染した。
9	7月	社会福祉施設 不休 10名	その他 その他の起因物	疥癬	平成 27 年 7 月頃から入居者に疥癬が流行し、介護業務に従事していた労働者 10 名もこれに感染した。感染した労働者の内、1 名は 7 月末で退職、その他の感染労働者は 8 月に入ってから診察を受け、感染が判明した。
10	7月	保育園 休業 4 名 不休 1 名	その他 その他の起因物	食中毒 (サルモネラ属菌)	平成 27 年 7 月に職員 5 人が発熱、下痢、腹痛等の食中毒症状を訴え、市が調査したところ、サルモネラ属菌による食中毒が明らかとなったもの。なお、食中毒患者は、職員の他、園児 25 人に及んだ。
11	9月	社会福祉施設 不休 11名	その他 その他の起因物	疥癬	平成 27 年 9 月に施設利用者が「疥癬」と診断された後、この利用者の介助等を行っていた施設労働者 10 名にも感染が判明したものの。
12	9月 10 時頃	社会福祉施設 不休 7 名	その他 その他の起因物	疥癬	入浴の訪問介護に行った顧客先で、利用者の疥癬が入浴オペレーターなど 7 名(派遣労働者 1 名を含む)に感染したものの。
13	10月	病院 不休 9 名	その他 その他の起因物	疥癬	平成 27 年 9 月から入院していた患者が 10 月に「疥癬」と診断された後、この患者の看護等を行っていた看護師 9 名が同じく痒みの症状を訴え、「疥癬」の診断を受けたもの。
14	12月	社会福祉施設 休業 3 名	その他 その他の起因物	疥癬	新規に入居してきた施設利用者に出現した身体の痒みが、当初の診察では老人性皮膚掻痒症と診断されたがその後も改善されず、再診を受けたところ、「疥癬」と診断。その間、介護した職員 3 名(平 27・12・7～平 28・1・8にかけて発症)と及び同施設利用者 3 名(発症者を含む)が「疥癬」と診断され、要・療養となったもの。

神奈川県労働局労働基準部

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

監督課 045 (211) 7351 F A X 045 (211) 7360
 安全課 045 (211) 7352 F A X 045 (211) 0048
 健康課 045 (211) 7353 F A X 045 (211) 0048
 貸金室 045 (211) 7354 F A X 045 (211) 7360
 労災補償課 045 (211) 7355 F A X 045 (211) 7370

労働基準監督署一覧

	管轄区域	郵便番号	住 所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市(中区、南区、磯子区、港南区、金沢区)	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎9階	045-211-7375
鶴見労働基準監督署	横浜市(鶴見区) ※扇島の「川崎南管轄」を除く	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市(川崎区、幸区), 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市(中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区)	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-820-3181
横須賀労働基準監督署	横須賀市, 三浦市, 逗子市, 三浦郡葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市(西区, 神奈川区, 港北区, 緑区, 青葉区, 都筑区)	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1252
平塚労働基準監督署	平塚市, 伊勢原市, 秦野市, 大磯町, 二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市, 茅ヶ崎市, 鎌倉市, 寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市, 南足柄市, 足柄上郡, 足柄下郡	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市, 海老名市, 大和市, 座間市, 綾瀬市, 愛甲郡	243-0018	厚木市中町3-2-6	046-401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市(戸塚区, 栄区, 泉区, 旭区, 瀬谷区, 保土ヶ谷区)	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。